

## 予算審査特別委員会 第2号

平成24年3月13日(火曜日)

### ○議事日程

- 1 議案第 2号 平成24年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 3号 平成24年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 4号 平成24年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 5号 平成24年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 6号 平成24年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 7号 平成24年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

### ○出席委員(10名)

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 鶴谷 啓一 君 | 2番 岩間 修身 君  |
| 3番 中村 光広 君 | 4番 本間 鉄男 君  |
| 5番 堀 清 君   | 6番 高野 俊和 君  |
| 7番 木村 輔宏 君 | 8番 真貝 政昭 君  |
| 9番 工藤 澄男 君 | 10番 逢見 輝統 君 |

### ○欠席委員(0名)

### ○出席説明員

- |             |          |
|-------------|----------|
| 町 長         | 本間 順司 君  |
| 副町長         | 田口 博久 君  |
| 教育長         | 成田 昭彦 君  |
| 総務課長        | 小玉 正司 君  |
| 会計管理者       | 三浦 史洋 君  |
| 財政課長        | 本間 好晴 君  |
| 民生課長        | 佐々木 容子 君 |
| 保健福祉課長      | 佐藤 昌紀 君  |
| 産業課長        | 山本 耕弘 君  |
| 建設水道課長      | 藤田 克禎 君  |
| 幼児センターみらい所長 | 宮田 誠市 君  |
| 教育次長        | 村上 豊 君   |
| 総務係長        | 五十嵐 満美 君 |
| 財政係長        | 高野 龍治 君  |

○出席事務局職員

事務局 長	藤 川 恭 一 君
議事係長兼務総務係長	和 泉 康 子 君

開議 午前10時00分

- 議会事務局長（藤川恭一君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。  
ただいま委員10名全員の出席でございます。  
説明員は、町長以下14名の出席でございます。  
以上です。

◎開議の宣告

- 委員長（鶴谷啓一君）** ただいま事務局長報告のとおり10名の出席を見ております。  
よって、定足数に達しております。  
直ちに本日の会議を開きます。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

- 委員長（鶴谷啓一君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第2号ないし議案第7号

- 委員長（鶴谷啓一君）** それでは、平成24年度一般会計歳出から質疑を行います。  
82ページ、83ページ、1款議会費について質疑を許します。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（鶴谷啓一君）** ないようですので、質疑を終わります。  
暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

- 委員長（鶴谷啓一君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2款総務費、84ページから103ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

- 9番（工藤澄男君）** 表彰について、ページ数は95ページになります。私審議委員実際にやってもう9年になるのですけれども、最近の表彰式を見ていると、前にも一度言ったことあるのですけれども、いつも表彰される方が同じ団体の人ばかりで、ほとんどかわりばえない状態がここ数年続いています。それで、たまに地元の人が1人ぐらい入る程度だという状態が続いていますので、こういう状態をもう少し、せっかく開庁記念日に向けてそういう式を行っているわけですから、もう少し違う形のものができないか、その辺どうでしょう。

- 総務課長（小玉正司君）** 今のご質問でございますけれども、いつも同じような団体ということ

でございますけれども、この表彰でございますけれども、あくまでも表彰条例に基づいて選考し、そして審議委員会に諮っていると、そういうことで、今のご質問であれば表彰規程、表彰条例、その辺の見直しもしていかなければ根本的には解決にはならないのではないかと。確かにおっしゃるとおり、今のやり方であれば、ここ数年委員おっしゃるとおりの状況になっているというのは間違いないというふうに感じております。そういうことで、さまざまこれから検討していきたいと思いません。

○9番（工藤澄男君） これから変えていくということですがけれども、私が初めて表彰委員になったころであれば、例えば漁業関係何十年頑張りましたとか、いろんな仕事で専門的に頑張りましたとか、そういうような人方も結構含まれていたように思います。商工会議所表彰というのがあるので、そういうのともまた兼ね合いがあってこういう制度になっているのだろうとは思いますがけれども、開庁記念日というのが私が一番ひっかかる面なのです。せっかく古平の開庁記念日なのですから、そのときにもう少しきちとした表彰式が行われればなと思います。それが1点です。

それと、その次のページなのですがけれども、コミュニティーバスなのですがけれども、この金額というのはどのようにして、業者と話し合っただけで決めるのでしょうか、どのようにして決めるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） コミュニティーバスの運行でございますけれども、3年間債務負担行為としてまず3年契約しております。それで、当然に契約するわけでございますけれども、町としての予定価格を設定すると、その予定価格の算出の根拠でございますけれども、当然人件費、それから車両の減価償却、それから諸経費、燃料費、消費税、これらのことを基礎として町では積算しています。そして、人件費についても昼間の時間、それから夜の時間、それから日曜日、祝日、それらすべて含めて計算してございます。

○9番（工藤澄男君） 私なぜ今これを聞いたかという、最近の油の値段が非常に急激に上がっています。私が実際に使用しているところでも1週間で50円上がりました、ガソリン。

（「5円」と呼ぶ者あり）

○9番（工藤澄男君） 5円上がりました。例えばそれが落ちつけばいいのですがけれども、何かきょうのテレビでもさらに上がる可能性が十分あるという報道されていますので、もしそういうのが続くのであれば、例えばこの上に上乗せするとか、何かまた業者と話し合っただけでも業者に有利になるように、業者の代弁しているようではありますが、そういうことではないですが、そういうことがあり得ますか。

○総務課長（小玉正司君） 今現在は3年間の契約で、債務負担行為ということで議会の議決を経た金額でございます。ただ、今おっしゃったとおり、余りにも経済情勢が変動すると、そしてそれによって業者が赤字になると、それも一つの契約でございますけれども、その辺の度合い、どこまでが許容範囲なのかと、それは難しい問題になりますけれども、その辺を経済情勢見ながら考えていかなければならないものは考えていきたいとは思っています。

○6番（高野俊和君） 91ページの負担金補助及び交付金についてちょっとお尋ねしますがけれども、町おこし振興事業補助金ですがけれども、昨年まではある程度縛りのあった補助金だったと思えます

けれども、今回町長の町政執行方針でも述べておりましたけれども、ことしから補助金をリニューアルして、町内の防災活動や町内活動にも使えるように拡大するという話がありましたけれども、ということは町内活動の中には婦人部、子ども会とかみんな持っていると思うのですが、これらの事業に対してもこの補助金を使うことはできることになるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） この補助金でございますけれども、昨年の決算議会でご指摘あって、最近使われていないと、そういうことで内部でも協議いたしまして、何とか使いやすい補助金にしたいと、そういうことで、これ昭和63年からできた補助金でございますけれども、変更の内容でございますけれども、町長の執行方針でもございましたけれども、今大変町内会が高齢化の問題、少子高齢化で町内会についても活動が低下していると、そういうことでその一助にも使いたいと、そういうことで今考えているのがさまざまな町内会の活動、清掃活動もありますし、さまざまあります。そういうことで、それらにも使いやすいようにしたいと。ただ、それにも歯どめもありますし、少なくとも10人以上参加してほしいとか、それは当然あります。そして、ただ飲み食いだけでいいのかと、そのような問題もありますけれども、なるべく使いやすい形にはしたいと思います。それから、もう一つ、ついででちょっとお知らせといいますか、町内会活動の一環、地域コミュニティーの一環として当然研修旅行をやっているところもあると思います。それについてもバスの利用、福祉バスの活用も認めようと、ただ年1回に限るという条件ありますけれども、そういうこともやっていこうと、そしてコミュニティー活動の一助にしてもらいたいと、そのように考えてございます。ただ、今町内会の活動にも補助すると言いましたけれども、全額ではなくて、あくまでも活動の経費の2分の1を限度としたいと、そして金額につきましても、20町内あるわけですから、1事業につき3万円程度を上限にしたいと、2分の1で3万円程度と、今そのようなことを内部で考えております。

○6番（高野俊和君） 今課長詳しくご説明してもらいましたけれども、この後にコミュニティーバス、各町内で研修旅行みたいなのはどの町内でも1年に1回か2年に1回はやっていると思うのですが、研修旅行、視察なのですけれども、それにもコミュニティーバスを利用することを許可すると、こういうふうに書いてありますけれども、その際運転手さんつきで貸してくれるということなののでしょうか。また、そのときにややこしい手続とか縛りは余りないのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） バスだけ貸して、運転してくださいと、そういう形はとらない。あくまでも運転手さんをつけて町の福祉バスを使ってもらおう。あと、複雑な手続といいますか、一般的な目的は何ですか、何人参加するのですか、責任者、あと行き先、その程度のことで紙1枚、申請書あればいいと、そういうふうにご考えてございます。

○3番（中村光広君） 91ページ、委託料、ホームページ改修業務委託料というのがございますけれども、町のホームページの改修の委託料だと思いますが、1回にかかった経費で150万ということなののでしょうか、それとも都度あるごとに更新まで含めての委託ということなののでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 13節委託料のホームページ改修業務委託料150万でございますけれども、今のホームページ、それをある程度リニューアルして作りかえてもらうと、その経費として150万。ただ、我々もこの金額が妥当かどうかというのはちょっと疑問な点ございました。いろん

な町村聞けば、300万、400万かかるというような町村もございますし、さまざまでございました。そして、古平の今のホームページ、実は2回目です。1回目は平成10年当時、業者に委託してつくってもらいましたけれども、10年たった平成20年、3年、4年前でございますけれども、今のは職員手づくりのホームページです。そして、今のほうが1回目よりも使いやすくなっています。そのことを含めて、今回第3回目でございますけれども、内容を一新したいと、町にご要望ございましたけれども、一新したいと、そのようなことで、更新はこの中には含まれておりません。そういうことでご理解願いたいと思います。

**○3番（中村光広君）** ホームページというのは、つくるためには更新という作業がございます。その都度月ごとに広報と同じように改正していかなければならないものですが、その改正というのはどの部署のどなたがやるのか、専門の方が設置するのでしょうか。また、今後ホームページに関して外部への宣伝ということも大事になってきますが、きのうの総括でも町長のほうから今後は光のほうに負担のないようにやっていきたいというような回答ありましたけれども、ADSLから光へ切りかえということは、何年後ぐらいに光に切りかえるとか、そういうことは考えておられるのでしょうか。

**○総務課長（小玉正司君）** まず、1点目のホームページの更新だれがやるのか、やっているのかと、そういうことで、今現在は企画係2名で1週間交代でやっているというのが実態でございます。これからは委託ではなく職員の手でやっていきたいと、また委託する、そこまでお金かけられないという状況で、今までどおり企画担当でやっていきたいと。

それから次、光の問題でございますけれども、これやるには古平町にNTTの光ケーブルが引かれていなければだめだと、そういうことで、今現在は、計画はあるようでございますけれども、まだはつきりはしていないと。何となくニュアンス的には近々可能性があるような気はいたします。ただ、やるのはNTTでございますので、はつきりしませんけれども、近々の可能性あるような気はします。そういう状況でございます。

**○4番（本間鉄男君）** 同じページのホームページの改修ということでお伺いしたいのですけれども、今ホームページの更新というか、中身、例えば町長の毎週の日程だとか出していますね、それを職員が行っているのだらうと思うのです。この改修という中で、予算計上して業者と多少なりともお話ししているのではないかなと思えば、結局どこの部分を新たに入れていくのかとか、そういう基本的な中身の部分がある程度話ししていなければ、ソフトの委託料、これが出てこない部分もあると思うのです。だから、ホームページ、前にも言ったことあるのですけれども、例えば動画サイトを入れる、そうなる今職員のちょっと無理だろうなど。ということは、動画というのは、前にもちょっと質問したことあるのです、それ専門でないと簡単にできないと。ホームページイコール動画をつくれる人間というのは、重複する人間というのはそんなにいないというようなお話もあるので、その辺大体今回の改修のめどとしてどのような部分を変えていくのか、その辺がある程度の具体的なことがありましたら、お伺いしたいと思います。

**○総務課長（小玉正司君）** 質問がだんだん具体的な中身まで入ってきていますけれども、動画だとか、そこまではまだ話はなってきてございませぬ。ただ、今我々もどこか行くに当たっても当然

行き先のホームページ見ます。そういうことで、ホームページは町民のためなのか、それとも観光客のためなのか。また、古平をふるさととして町外に住んでいます。さまざまな方のためのホームページだと思っています。そういうことで、ホームページも含めて古平町の好印象を与えるような、そしてきれいな風景、それらも含めてこれから業者と内容を詰めていく、今その段階でございます。

**○4番（本間鉄男君）** 今古平の風景と、私も以前古平の例えばいさり火の夜景だとか、林道からの景色だとか、そういうようなものをいろいろ質問したり意見述べたりということもあります。そういう中で、もしそういうものを入れるのであれば、時期的に旅行村のフジ棚、あれが結構大きいのです。あれが咲き誇るとかなり、あのテニスコートの横にありますよね、この辺でフジ棚というものはないので、だからそういうものだとかを入れて、花の好きな人はそういうものを見に来たりとかというようなこともあるので、そういうものはいろんな意見を聞きながら導入していただきたいなと。

それと、私前にもお話ししたのですけれども、古平町のホームページにアクセスしたときにカウントがされないように消してしまったのです。だから、カウントが少ないから、恥ずかしくて消したもののなのか、だけれども実際に我々も、総括のときもお話ししましたが、カウントがされると、すごい影響力があるのだなとか、例えばカウントが少ないのであれば、どうやって注目浴びたらいいのかとか、それがPR、古平町を知らしめるための一つの判断基準にもなるのではないかなと思うのです。だから、今のホームページにカウントがないのですけれども、それは別個に古平町ではカウントがわかるようになっていたのですか、その辺どうですか。

**○総務課長（小玉正司君）** 今のホームページのカウンター、この前にお話ししておりましたいろんな風景の写真とか、できたときすべて完璧かという、すぐにそういうものはできないと思いますし、また今のような意見を取り入れるような形のインターネットのホームページ、そういう形にしていきたいと思います。それから、カウンターのつきましては、今ついてございません。そして、これにつきましては今おっしゃったとおり、総合計画でも行政評価としての目標、ホームページのカウンターで数をふやしたいと、いっぱい見てもらいたいと、それが行政指標になってございますので、新しくつくるときにはその辺を考えながらやっていきたいと思います。

**○4番（本間鉄男君）** 次に、93ページの委託料ということで聞きたいのですけれども、住基ネットに保守委託料というものがそのほかに住基ネットの部分でほかのページにも出てきますけれども、住基ネットの全体的な経費、保守管理だとかいろいろ二、三点ありますよね、それで総額的にどの程度の予算かかっている、それと後で一緒に聞いてもいいのでしょうかけれども、住基台帳カード発行処理とか、例えばそれに対する収入とかとありますよね、その辺をできるだけ詳しくまずお伺いしたいと思います。

**○総務課長（小玉正司君）** 住基ネット、ここでは保守委託で22万2,000円になっています。これにつきましては、まず住基ですけれども、ソフトの使用許諾で住基ネット、ここでさまざま複雑になっていまして、これについては使用許諾で54万、それから住基ネットのソフトの保守で81万9,000円、そして住基ネットのハード部分でこれの購入、これは購入しています。購入金額、これ今回のっていませんけれども、41万9,580円、これが債務負担としてのっている金額です。22年度分支

出です。そして、ハードの保守、これが22万1,760円で、予算として22万2,000円と、こういう形でソフト、ハード、それぞれ使用許諾だとか保守、さまざまなお金かかっています。

○民生課長（佐々木容子君） 後段の住基カードの発行の件に関してなのですが、ページでいいますと99ページ、戸籍住民基本台帳費でございます。こちらの13節委託料、こちらのほうに住基カードの発行処理業務委託料というのがございます。古平の方が住基カードをつくりたいということで役場のほうへ申請されますと、うちのほうでは外注をかけたまま、1枚1,375円の費用かかっています。こちらのほうは20枚ということで積算しております。その分に関しまして、お客様からは1枚500円、手数料ということでいただいております。

○4番（本間鉄男君） 実際にほとんど住基カードの発行というのがされていないというのが今までの現状だと思うのです。国で無理やり導入して、それでもって横浜市だとかどこか最初に反対したというようなことで、なかなか住民そのものにも周知されていないというか、そういう部分もあるのですけれども、ちょっと一考として町に考えていただきたいのは、今住基ネット関係で長崎県庁、あそこはそういうコンピューター関係かなりすぐれていて、コンピューターのシステムからハードの機器、それは全部長崎県庁の職員がつくったのです。それで、このたび住基ネット関係で県外の市町村に使用させるというようなシステム、それを行って、今何市町村かその契約したところがあるのです。そのことでやれば、年間の保守部分ですか、1人10円という話なのです。そうすると、古平町は三千六百幾らでしたら、そういうものが3万円になるのか、そのぐらいで済むのかなと。それから、もし引っ張ってきたりどうのこうのというか、そういう問題を入れたら結果的にもうちょっと高くても、そのシステムそのものをかえるという考えもできるのかなと、そういう部分ではいろんな情報を集めながら、少しでも経費かからないようにしていただきたいなと思うのですけれども、いかがですか。

○総務課長（小玉正司君） 今電算システムに対するさまざまなご質問ありましたけれども、経費かからないようにさまざまないろんな方法でやっていただきたいと、そういう趣旨でないかなと思いますけれども、そういうことで同じような考えで町もやってございます。そして、今北海道で協議会ついたり、古平町もその一員となったりして、やれるところをやっているというふうに我々は認識してございますけれども、なかなか難しい問題もあると思います。どこかでつくったものを簡単に入れるだとか言いますが、今でいう光ケーブルの環境だとか、さまざまな障害もあると思うのですけれども、ただご指摘のとおり我々も内部で十分考えているということは承知してもらいたいなと、そのように思っています。

○4番（本間鉄男君） できるだけ、これから交付税だとか減ってくるというような場面が出てくると思うので、私いつも言うのですけれども、すぐことしからやれとか来年からやれというような話はしていないと思うのです。前にもクラウドなんていう話も、今回福祉課のほうでクラウドコンピューターにアクセスしていくというような話なんかも1つずつ進めていけるものであれば進めていっていただきたいと、そうすると以前に言った災害のときの情報管理、この辺なんかもスムーズにいくのでないかなと思うのです。ぜひひとつ前向きに早目に検討していただきたいなと思います。

次に、その下のほうの使用料の中でホスティングサーバーという言葉があるのですけれども、ホ



스팅サーバーというのはどこの会社のレンタルというか、しているのでしょうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。具体的に内容もわかっただらお願いします。

○総務課長（小玉正司君） 答弁調整をお願いします。

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○総務課長（小玉正司君） 14節使用料及び賃借料のホスティングサーバーの関係、このホスティングサーバーはホームページの職員のメール用のサーバーでございます。この金額で25万4,000円です。そういうことで、それは日立製作所でございます。

○4番（本間鉄男君） 1つ飛んで下のほうに電算システムソフト使用許諾料とありますけれども、これは全体的にどの辺までのソフト使用料なのですか。この間福祉課のほうのあれでクラウドでいくという話になってくると、そっちの分は関係ないのかなと思ったりするのですけれども、この辺はどの辺までを含めてのシステム許諾料ですか。

○総務課長（小玉正司君） まず、ここでいう747万2,000円の内訳になりますけれども、これは総合行政情報システムということで、住基情報システム、財務会計、それから給与、住宅管理、それと税の申告受け付け、それから借金返しの公債費、それから国民健康保険税、これら含めた総合行政システム、これが予算上では694万円程度、それプラス、先ほど説明してしまったのですけれども、住基ネットの使用許諾54万2,000円、これ含めて747万2,000円と、そういう積算になってございます。

○4番（本間鉄男君） コンピューター導入で手早くなったということもあるのでしょうかけれども、システム使用料だとかリース料だとか、こういうものがすごい金額になってくるのです。実際にシステム使用料だけで職員の人件費1人分黙って出るような、そういうようなもので、こういうものを全部含めていったらかなりの総額になるのではないかなということで、実際にそれを改革していくことによってかなりの経費、それが削減できるのでないかなと思うので、ぜひひとつその辺も含めて検討していただきたいと思えます。

次に、95ページの町史編さんの報償費で村井先生の部分です。36万というのは、今は前と違って月3万程度で村井先生が出てきて町史編さんだとか、古平の新聞というか、そういうものを発行していただいているのですけれども、前にもお話ししたことあるのですけれども、もう80半ばぐらいですか、確かに元気で、バイクで夏になれば通ってきますから、元気なのですけれども、前から言っていると思うのですけれども、次の人材を育てるとするか、1年でぽっとかわれというのではないけれども、実際にこれだけの安いお金で古平町の町史編さんだとか、「せたかむい」だとかを発行したりとかということをしていただいているのですけれども、それを続けてもらうためには1年雇用の臨時職員でなくて、次の引き継ぐ世代。だから、例えば昔の日記だとか古文書とか読めば、村

井先生に聞いたことあるのですけれども、こんなものは簡単だよというわけ。ところが、我々にしてみればなかなかわからないという文体というか、そういう部分があるので、これはある程度先々というか、そういう人方をあれしていかないと、いざ、あなたやれますかと言ったって、だれもしり込みすると思うのです。その辺はどのようにお考えになっておりますか。

**○総務課長（小玉正司君）** この問題は毎年のようにご指摘されている問題で、本当に頭の痛い問題だと思ってございます。確かに村井先生も先生も昭和3年生まれで、結構ご高齢でございます。そういうことで、町史編さん、本当に若い人を育てていかなければだめなのかなというふうに思っています。そして、町史も第3巻出てからもうしばらく出ていないと、昭和40年までの内容、その後40年たっていると。そういうことも含めまして、今後開庁150年をあと6年くらいで迎えますけれども、それまでにはさまざまな方法で進めていかなければだめだなと、そのように内部でも検討はしてございます。ただ、今ここでどういう方法というのはきっちり説明することできませんけれども、内部でも今ご指摘あったとおり問題は認識してございます。そういうことで了解願いたいなと思います。

**○4番（本間鉄男君）** 村井先生は元気なので、150年までは何とか頑張れるのかなという気もしますけれども、次の世代を育てるためにはやっぱり何年間か必要でないかなと思うので、ぜひその辺を考慮していただきたいと、そのように思っております。

次に、103ページです。統計の部分で今回統計調査ということで、今経済統計、これやっておりますけれども、今回のこの予算にかかわる統計というのは何の統計として予算計上しておりますか。

**○総務課長（小玉正司君）** 平成24年度の予算につきましては、工業統計、住宅、土地、それから就業構造、この3つの統計となっております。

**○5番（堀 清君）** ページ数91ページの19節、後志広域連合負担金の滞納整理分の109万4,000円、この金額というのはどのような形で計上された金額ですか。

**○財政課長（本間好晴君）** ただいまの質問でございますが、この負担金の算出要素ということでございますが、中身としては、後志広域連合の滞納整理分に係る職員3名おりますが、負担金の対象となっているのは2名分の給料、それが1,200万ほどございます。それから、消耗品等の事務費として160万ほどございます。それから、電算システム使っておりますので、そのシステム保守費用として80万、それを関係町村で均等割と、それから徴収実績割、それから処理件数割、そういったので一定の比率をもちまして負担し合っているということでございます。

**○5番（堀 清君）** 基本的には109万円等々かけて最終的にはどれだけの金額を徴収できたかということが一番大事なことだと思うのですけれども、そこら辺の金額お知らせ願います。

**○財政課長（本間好晴君）** 24年というのはこれからということでございますので、23年度見込み、22年度は決算という形で出ていますが、22年度の決算では当初予算で168万2,000円、補正予算でちょっと変わっているかもしれませんが、約170万ぐらいの負担金でございました。これに対する徴収実績でございますが、古平町分が234万3,000円でございます。ですから、170万かけて230万余が実績だということでございます。23年度、今現在の見込みですが、今私の手元にあるのは12月末、3カ月残して12月末の実績では283万5,000円を収納してございます。23年度の負担金が補正後の額

で147万6,000円という額でしたので、約倍ぐらい、23年度については収納実績として、これに幾ら上積みするかという状況でございます。

○5番（堀 清君） 当初の発足当時から比べますと負担金というのがだんだんと少なくなっていっていると思うのですが、この負担金というのはまだまだ少なくなる可能性はありますか。

○財政課長（本間好晴君） この人件費は、このまま横ばいで体制が変わらない限りはこれだけ必要だということで、これがふえるという要因もないと思います。ただ、システムを使っておりますので、何年かに1度の更新は必ずやってまいります。そのときに、当初は国の補助等がありまして、負担が少なかったのですが、今度またそういう補助を受けられるかどうか、それによってもちょっとどうなのかなと、考えなければならぬというふうに思っております。負担金の徴収実績割とかという関係を新しく導入いたしましたので、その影響がどう出るのかというようなことを新しくなった状況でちょっと考えなければならぬかなというふうに思っています。

○7番（木村輔宏君） 91ページ、先ほど高野委員もご質問したのですが、町おこし振興事業補助金というものの、これは今までやっても実際には余り事業化されていなかったというお話がありまして、それで今度は、ちょっと拡大解釈かもしれませんが、各町内会とか各団体で利用するものがあれば、それに助成をするということよろしいですか。

○総務課長（小玉正司君） 今まで製品の試作品だとか研究開発、イベント等の開催だとか、そういうことでまちづくり、町おこし振興補助ということでやってございました。それに1項目加えて、町内会の地域コミュニティの充実を図ると、そういう文言をつけ加えて対象にしますと、そういうことでございます。

○7番（木村輔宏君） 全面的に補助するというわけではないですよと、2分の1くらいを助成しますよということになりますと、例えば研修旅行に行きますというときには予算書みたいものをつけられということになりますか。

○総務課長（小玉正司君） 予算書というよりも、結局後で申請するわけでございますから、申請書、その中には決算になりますよね、行った後、役場に出さなくても一つの事業として幾らかかったというのは当然町内会で決算すると思いますので、それを添付書類として申請してもらおうと、そういう形になると思います。

○7番（木村輔宏君） とすると、これは各町内会にしてみればすごくいいものだと思うのです。各町内会が全部やるわけではないだろうけれども、8割ぐらい、十何カ町内会がやるとすれば赤字になる可能性、もし赤字になっても助成するという、少し補助金を多くするということは考えられるのですか。

○総務課長（小玉正司君） それは、地域コミュニティの活性化というふうに我々とらえれば、赤字は担当課からいえばうれしい悲鳴と、ただそれは財政とも相談して補正するかしないか、その辺はまた別な問題だと思いますけれども、担当としてはうれしい悲鳴だと、そういうふうに考えます。

○8番（真貝政昭君） 85ページの一番下に官報情報検索サービス使用料があります。官報が活字で印刷されたものが今来ていないというふうに認識しているのですが、私たちの議会の立場

からすれば活字で読めないという状況だとすれば、どうやってそれを知ることができるかという問題があります。これどういうふうになっていますか。

○総務課長（小玉正司君） 官報情報検索サービスということで、前の官報、それもインターネットでも古平町のパスワードを入れることによって見るができること、そして出力することもできると、そういうことでこちらのほうに変えたわけでございます。そういうことで、議会にもパソコンを用意してございますので、そこでパスワードを入れて出力することが可能だと思います。

○8番（真貝政昭君） 私もそうですけれども、この器械が不得手ということで、大半はちよせないという状況にあります。それで、頼めば見れるのかもしれないけれども、官報は各自自治体全部活字のやつを省略するような傾向になってきているのですか。

○総務課長（小玉正司君） 各町村は、私はちょっと把握してございません。ただ、我々年代も、真貝委員さんも同じですけれども、本当に器械になれるまで大変だと思いますけれども、一回やってみて、なれていくというのもまた必要かなと思いますので、ぜひとも一回さわってみて、事務局職員になれている人がいますので、やっていただきたいなと、そのように考えます。

○8番（真貝政昭君） 器械に議員もなれてもらうというので町側が考えているのであれば、それを徹底させてほしいのです。もう一つ、上段のほうの町例規類集データベース更新委託料です。職員の皆さんの中では、今我々例規類集加除で今回こちらのほうに持ってきていますけれども、例規類集の黒表紙が私議会に参画した当時は1冊だったのです。今3冊です。年数がたてば4冊目に入るのかなというふうに思うのですけれども、段ボールに入れて持ち運びをして移動するわけです。今のお話を聞いていると、我々すべてに器械になれてもらうということ徹底するのであれば、各議員それぞれが段ボールを持ち運んで歩くような労力を省くような方向で考えていただきたいなと。例えば活字で見る必要もあるのです。これは、やっぱり効果的です。それを最小限の状態にして、各自が器械で例規類集を見れるような、そういう仕掛けにすべきでないかと思えますけれども、役場のほうの職員の皆さん方は各自活字で見る例規類集あるいはパソコンで見るやつ、どのような活用の仕方でございますか。

○総務課長（小玉正司君） 例規類集でございますけれども、まずインターネットでも見れます。それから、減らしてはございますけれども、今現在で本でも見れます。それから、本のかわりにCDも用意してございます。そういうことで、さまざまなメディアで対応できるようにはなっております。そして、本は一覧性でございます。さまざまなページめくって、内容的にも客観的に総体的に把握できるというメリットもございます。そういうことで、議員の皆様にも今3冊、大変重たいと思えますけれども、希望があればCDでも、簡単に焼けますので、そういう対応も可能です。それから、ご自分の自宅でインターネットでも見ることでございます。そういうことで、古平町はさまざまなメディアで各職員対応しているというのが実態でございます。

○8番（真貝政昭君） ちなみに、黒表紙は3冊ですけれども、赤表紙も1冊ありまして、4冊を持ち運んで歩くのです。それがいずれ5冊にふえるということです。それで、もう一度聞きますけれども、活字の例規類集は各職員の方がそれぞれ持っているのか、各課で持っているのですか、それともどこかに保管してあるということでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 当初は、本当の昔々は黒1冊で、持っている職員、持っていない職員さまざまありましたので、そういうことをなくするために今の新しい例規類集にしたと。ただ、それをした段階で、時代が今言ったインターネットだとかCDだとか、そんな時代が変わってきて、今現在は職員一人一人は持ってごさいません。そして、この間課長会議のときもなるべく減らしたいと、そういうことで上下事務所1冊あればいいのではないかと、そういう話もしたのですけれども、そこまではというお話、真貝さんも我々も同年代、同じです。今のところは各課に1冊弱です。ないところもありますけれども、そういうような感じです。ということで、方向性としてはなるべく少なくしていく。ただ、私も紙ベースをなくするのは絶対反対でございまして、今でもそういうことはあります。ただ、必要最小限にしたいと、そういうような方向で今考えてございます。

○8番（真貝政昭君） 余談になりますけれども、我々の労力を減らしていただきたいなというふうに思うのです。各自治体の議会は議員控室持っているところもありますし、そういうところであればそこで保管して、そういう労力を省くことができるのですけれども、議会が終わるたびに席がえする議会というのは古平町だけですので、ぜひともご考慮願いたいと思います。

まだありますけれども、時間がありません。

○委員長（鶴谷啓一君） いいです、どうぞ。

○8番（真貝政昭君） ちょっとかかりますよ。

○委員長（鶴谷啓一君） いや、いいですよ。

○8番（真貝政昭君） 総務費の部分は総務課で扱っていますけれども、9款の消防費のほうに防災関係の工事費が行っていますでしょう。それで、防災関係の工事を含めたことしの事業の関係は、どこの町村も予算上は9款の消防費に入れているのですか。

○総務課長（小玉正司君） ほかの町村のことはわかりません。ただ、歳出の款というのは目的別に編成しなさいと、そういうことになってございます。目的を考えれば、防災の大きな計画については企画費でもいいのかなとは思いますが、目前に迫った今年度实际的にやること決まったものについては9款の災害対策、それでいいのかなと思います。ただ、2款の企画費、9款の消防の災害対策、これが絶対こっちでなければだめだということはないと思いますけれども、大きく分ければ総合的な計画と具体的な計画で分けるのがいいのかなという感じもします。

○8番（真貝政昭君） この町の役場の行政の機構として、役場本体がたこ足配線のように、B&Gのほうに教育委員会が二またで分かれていたり、本庁の建築課が元気プラザのほうに行ってしまうとか、本当にたこ足配線になっているのです。消防も総務の企画の関係なのでしょうけれども、こういうふうに離れてしまって、施設設備としても消防に本来はあるべきサイレンも文化会館の敷地内にあるということで、今回の防災の本拠地は消防ではなくて役場本体の部分であって、防災の関係でいえば複雑な仕掛けというか、わかりにくい配置というのですか、予算でも離れてしまっていますけれども、何か統一されたやり方で近々まとめる必要があるのではないのでしょうか、どうなのでしょう。自治体ごとに違うのでしょうか、防災の指令を出すマイクを置いてしゃべるところが消防本部にあるまちもありますよね。今回は役場本体に本部を置いておいて、そこから指令を出すようなことを考えていらっしゃるようなのですけれども、どうなのでしょう。

○副町長（田口博久君） おっしゃるとおりだと思います。望ましい姿としては1カ所ということが望ましいことだと思いますが、ただ昭和2年、3年にできた庁舎を今まだ使っているという現状があります。そうした中でいろんな業務が、昭和、平成となって時代を経ている中でたくさんの業務がふえてきました。そうした中で、業務を限られた条件の中でよりよい形で町民サービスを向上しようということで保健福祉課、当初はあそこも当時という在宅介護支援センター、今でいう包括支援センターですか、の業務だけ、相談業務だけをあそこでやる予定でしたが、結局は庁舎業務がふえたというようなことで、そうした中で町民の皆さんに迷惑かけない形をとろうということで保健福祉課はやむなく移転しています。それから、民生課についても別館という形で、これも財政局、それからいろいろな条件が重なった上での分散化になっています。当然文化会館、教育委員会についても同じことが言えます。そうした方で、近々とは明言はできませんが、防災ということを考えた場合には庁舎ということも当然に視野に入れて今後考えていくべき問題だと思います。それから、今無線の話もございましたけれども、それにつきましても指令台といいますか、基地局の子機は当然に消防にも配置することになろうと思っております。ですから、消防からも指令は出せる形ということに、まだ詳細までは決定しておりませんが、当然にそういった形になろうかとも思っております。何にしても、高い位置で行政の機能が非常時に確保される、なおかつ平常時においては町民が利用しやすい場所といいますか、そういった場所で非常時にも対応できるということが理想ですので、先ほども言いましたけれども、近々とは明言はできませんが、将来的にはそういった方向で考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

総務費の質疑を続けます。

○8番（真貝政昭君） 副町長、先ほどの答弁なのですが、昨年の古平町の役場が津波に対して弱いということでテレビ放映されましたでしょう。以前にも副町長が地下室を案内して、テレビ画面に映ったことがあるのですが、町外に離れたここ出身の方たちが非常に寂しい思いをしたそうです。財政がゆるくない中で頑張っているのはわかるのですが、道東のほうの自治体などがよくおっしゃるので、役場は若い世代にとってふるさとの希望の星でありたい。だから、みっともない姿を余り見せてほしくないという、そういう意識があるのです。ここに残りたいという、役場というのはランドマークですから、いつとは言えないけれども、防災機能を持たせた役場ということをおっしゃいましたけれども、私は財政に責任ありませんから言いますが、そちらのほうはそちらで考えればいい話ですから、今の状態では町民からも役場の職員の見えないのです、まとまって一気に。だから、職員自体もどうの方がふだん働いていらっしゃるか余りよくわかっていないと思います。同じようなもので、職員の団結を強めてもらうためにも、

それから将来の若い世代がここに誇りを持てるような役場というのを早目につくるべきなのかもしれません。昭和初年の建設の庁舎は、骨とう品にするかどうかは別にして、代がわりの施設を早目に考えたほうがいいかもしれません。町長が次期ねらっているかどうかちょっとわからないのですけれども、役場、議会、町民の総意として、防災の関係もありますけれども、いい機会なのかもしれません。ぜひとも先ほどの答弁が実になるようにお願いして、次の質問なのですけれども、これは辛口ですけれども、87ページの広報紙の件なのですけれども、この間号外が出ました。古高の活用等に関する号外でしたけれども、私あの広報の号外を出す時期としては違和感を覚えました。町の行政と、それから議会の関係でいえば、予算は議会が承認して初めて執行する。それから、決まる以前のことを広報にああいう形で、まだ途中であるというただし書きがついたにしても、この時期に流すということはいかがなものかという違和感を持ったわけです。議会との関係ではお互いに牽制し合う関係ですから、我々はチェック機能として存在する立場なのですけれども、議会側としては決まったことを広報として流すのであれば問題はないけれども、決まる以前、議会が正式に承認して予算が通った後なのであればよろしいのだけれども、それ以前の段階でああいうふうに広報として町民に知らせるといふことはいかがなものか、予算を承認する前に執行するような行為に等しいのではないかとこのように違和感を持ったのです。決してこの活用の仕方について絶対だめだと異議を申し立てるものではないけれども、やはりあり方として考えるべきでないかと思うのですが、どうでしょうか。

**○副町長（田口博久君）** 広報のあり方についてのいろいろな見方、考え方があろうかと思えます。私ども総合計画なりでも情報の公開、町民への周知、それから決定されてはおりませんが、私どもとしては議会の2月の協議会なりでご説明を申し上げました。したがって、議員の皆様より先に町民へお知らせしたというふうには押さえておりません。まず、第1に議会、議員の皆様にご説明、町の方向性の考え方を示した。そして、その後で町民の皆様へお知らせした。ただ、決まったこと、結果だけをお知らせするのではなくて、今このように考えていますという政策形成過程から町民へお知らせするというのがこれから今の時代の広報のあり方の一つであろうというふうにも押さえております。確かに実施設計といったものについての議決はまだいただいておりませんが、町民の皆様にも地方自治、自分の自治体、町のことを考えてもらう資料として広報をこれからも活用していく、広報だけではありませんけれども。ですから、小学校の建設に当たっても、そういった形で町民へのお知らせというのには行ってきた経過もございます。そういったことで、要するに政策形成過程から町民の皆様とともに考えていくという姿勢の一つとして今回もお知らせをいたしました。そういう考え方でございます。

**○8番（真貝政昭君）** であれば、まだ閉校する前から町民へ、こういう考えで議会と協議しておりますという、そういう流れを知らせる必要があるし、そういう点ではちょっと弱かったなと思います。ことしの広報あるいは号外について気づいた点を申し上げましたので、ぜひとも検討いただきたいと思います。見解の違いはありますけれども、かつて予算書前に副町長の席の応接セットがよくされたという衝撃的なことがありましたけれども、あれは議会あるいは予算に関する議会との関係のイロハでしたから、そういうことをやってこられたという経緯もありますので、ぜひと

も慎重に考えていただきたいと思います。

終わります。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に3款民生費、104ページから123ページまでと地域福祉センター費の委託料の内訳であります198ページから199ページの質疑をあわせて許します。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 111ページの委託料、緊急通報装置保守業務委託料とありますけれども、これは今現在何名の方が受けておられますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 台数でいきますと全部で50台を委託しております。

○9番（工藤澄男君） 現在50台全部使われているということでしょうか。それから、例えばこれを使用したい場合に個人的に申し込むのか、それともどなたかがこういうのを扱ったほうがいいよということで取りつけるのか、その辺。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） これの申し込みの関係につきましてはさまざまな形があるのですが、個人、本人から、最近ちょっと不安になってきたので、お願いしたいということがあったりとか、家族から相談があったりだとか、知り合いの方から、ちょっと詳しい方からアドバイスをもらって、その方を通して相談があったりだとか、さまざまな相談等があります。

○9番（工藤澄男君） なぜかというと、実際にうちの町内にもいますので、実際につけている人と、例えば病人的な人でつけていない人等があるものですから、これは私がそういう人に指導をすればいいのでしょうかけれども、そういう点、必要でないかなと思うような人ももちろん町内会でもある程度把握はしていますけれども、行政のほうでも把握して紹介するような体制というのとれますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） そういうのは可能かと思えます。実例でいきますと、元気プラザの生活支援ハウスのほうの入居1名の募集をかけると大体最近8名、9名くらいの応募があります。1人しか該当になりませんので、残りの方でもし在宅が不安の部分だけであれば、こういう装置がありますよというあっせんもこちらのほうからしてございます。

○9番（工藤澄男君） それから次に、129ページの火葬場の件なのですが……

（何事か言う者あり）

○9番（工藤澄男君） まだそこまでいっていないのかい、だけれども説明書のほうは民生課になっ

（何事か言う者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分



○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○6番（高野俊和君） 119ページの幼児センター費なのですけれども、賃金のところで特別支援臨時保育士賃金、これ新しい項目だと思えるのですけれども、この方は常駐している職員でしょうか、今年度採用するという職員ではありませんと思えるのですけれども、常駐している職員のことでしょうか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 7節賃金の特別支援臨時保育士賃金ですが、この5段あるうちの一番てっぺん、臨時保育士賃金、そして特別支援が4段目になります。これを一本でもって予算計上しました。本年度から障害を持つ子供の取り組みについてという部分でもって分けていますから、そういうことで1番目の臨時保育士賃金、これが2名分で、それから4番目の特別支援臨時保育士賃金が2名分ということで、この臨時保育士につきましては1年間、12カ月掛ける4名分、それぞれ2名分ということでもって、臨時保育士について計4名分の予算計上となっております。

○6番（高野俊和君） そうしたら、現在の幼児センターの職員を分けたということなのだろうと思いますけれども、特別支援ということが頭に載っていますけれども、分けた2人の人は特別支援をするための、一般の幼児センターの職員と違って特別な資格とかそういうものを持っている人が入ってきたということになるのでしょうか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） 保育士の資格という面では特別支援の特別な資格を持っている職員ではありませんが、今現在特別支援の保育士として、臨時保育士なのですが、5歳児に今1人特別支援担当の保育士を充てています。それから、4歳児にも1人充てています。例えば5歳児のクラス20名近くいるのですが、そのうちの1人なのですが、障害を持っていて、常にその子を見ていなければならないというような状況でもって、1人あてがっています。また、4歳児のクラスについても、障害児と認定はまだされていないのですが、ちょっとおくれがあるというようなことを先生方も含めて見た中でもって、それから母子通園センターとかのいろいろな話の中で注意深く見る必要がある園児について、4歳児には今現在3名ほどいるのですが、その部分についても1人臨時職員、年がら年じゅうあてがってございます。そういうことで、24年度の予算につきましても2クラス、今要求しているのは3歳のクラスと、それから5歳のクラスにそのようなお子さんが見受けられるので、その部分について手厚く保育をしていきたいというふうなことで予算組みしてございます。

○6番（高野俊和君） 小学校、中学校なんかでも特殊学級といいますか、特別なクラスには教員の資格のほかに特殊学級の資格、本来は2つを備えている人がなっていたと思うのですけれども、保育所では障害のある子供たちを見るときに保育士の資格のほかに特別な資格というのは必要はないのでしょうか。

○幼児センターみらい所長（宮田誠市君） おっしゃるとおり、小学校でいえば初等、中学では初等、高校では高等、それから幼稚園のほうもあるのかな、教員資格の場合は普通の教員の免許のほかに特別支援学級を担当するという資格があって、それを持って初めてそのような施設でもって教鞭をとるわけですが、保育所に限ってはそのような資格が必要ない中でもって運営できることにな

ってございます。

○5番(堀 清君) 109ページの7節の介護の調査員の賃金のところなのですが、介護認定調査員というのは総数は何人でやっているのですか。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 7節賃金で見えております調査員の人数は3名です。

○5番(堀 清君) この3名の方は3年なのか、5年なのか、そこら辺の任期というものは何年あるのですか。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 特に任期というものはありません。まず、この認定調査員になれる方というのは、北海道のほうで実施をしております研修会に参加していただいて認定調査ができる技術を習得した方をお願いしていて、この賃金144万3,000円というのは、訪問調査が年間350件くらいあると予測して、それに対して1回4,000円の賃金をお支払いするという形で見積もってございます。

○5番(堀 清君) この方々が最終的に介護の度数を決定するという事ではないのですよね。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) 認定調査員が実際にご自宅を訪問しまして、いろいろな何十項目という質問をさせていただきます。それで、調査票のほうにそれを記入して行って、1次判定という形で、おおよそこの方は聞き取りの結果この程度でありましょうということを第1次判定で見ますが、最終的には北後志5町村で運営している認定調査会のほうで決定されることになってございます。

○4番(本間鉄男君) まずは、107ページの支援ハウス運営業務委託料ということでお伺いしたいのですが、以前に私が質問をしまして、家賃が無料だとか、そういう部分のお話なのですが、年金ですと80万、あと生活保護、この辺が一応無料になっていると思うのですが、昨年のお話であればことしあたりになんかそういう基準をという話でありましたが、古平高校の跡地の高齢者住宅の兼ね合いで、何かそのときにというようなお話もされていたような気がするのですが、実際にいつごろからこの家賃是正というものを行おうと思っているのか、その辺まずお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) ご質問のまず1点目といたしまして、平たく言ってお部屋代というのは120万未満の方については無料としております。光熱水費については月8,000円いただいております。それで、この家賃の基準の見直しの関係ですが、今計画しております高校跡利用の関係で2階、3階部分を高齢者住宅へという形で今進めている中で、同じような施設になりますので、高校跡利用の高齢者住宅のほうで家賃をある程度決めた段階で面積的なことで比較すべきなのか、いろんな要素を含んで比較した上で、この支援ハウスのお部屋代をどうすべきなのかということを検討していかなければならぬなと思っております。それで、高校跡利用でできます高齢者住宅の家賃の設定の検討にあわせて、ほぼ同時並行で進めるべきなかなとは思っております。ただ、この高齢者支援ハウスのほうは、単純に高校跡利用のほう例えば1万円だったから、面積的にこっちのほうが広がるのであればそれより高くしたほうがいいだとかということではなく、支援ハウスに入っていただく方、対象者のことも含めて検討していかなければならぬのかと思っておりますので、今ここでは具体的なことはお答えできないと思っております。

○4番（本間鉄男君） 実際的に経費、その中で食糧費だとかさまざま入っているのだろうと、かかっている人件費そのものも一部入っているのではないかなと思うのですけれども、ただ前から言っています家賃の話でいいますと、実際に古平町の今新規で入居する人で清川で3,000円ですよ、一番高いところで清住で2万3,500円という家賃設定ですよ。ただ、今課長が言うように、例えば清住か新栄か、その辺と同じくせいというのは、それはちょっと論外だとは思っています。ただし、実際にある程度古平町の最低家賃、それをぎりぎりではなくちょっと上回る、そういうような形に持っていくべきではないかなと思うのです。そうでなかったら、私は時々あそこへ行きますけれども、本当にここ天国だねとはっきり言っています。入っている人方は大変感謝しています。ただ、今でもその中で家賃の差、それはかなり、払う人の不平と言うかもしれないですけれども、それはあるのです。だから、そういうところはある程度以前から言っているように是正をきちっとしていただきたい、そのように思っておりますけれども、その辺はそのときにあわせて考えていくということだと思うので、今実際にもらっている家賃収入だとか水道光熱費、それと例えば支援ハウスに係っている経費の差引きでいうと、ざっくりばらんに差し引きでいうとどのぐらいの経費というか、赤字というか、持ち出し、その辺どのようになっていますか。

（「答弁調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 経費の部分、一概に言えない部分がありまして、生活支援ハウス運営業務委託料1,790万とありますが、このほかに光熱水費かかっております。その部分については、あそこは元気プラザ全体で支出しているものですから、支援ハウスだけで幾らかというのはちょっと計算できませんので、単純にここの委託料の部分だけでお話しします。それで、106ページのほうを見ていただければ、生活支援ハウス運営費で1,846万1,000円で、それに対して一般財源1,688万9,000円、特定財源で157万2,000円、この特定財源というのが入居者からいただいているお金になります。ですので、一般財源としては1,688万9,000円赤ということになりますが、これにさらに交付税措置がされておりますので、それがおよその金額なのですけれども、700万くらいございます。約1,700万から700万引いて1,000万くらいの赤字、計算上、数字上ではそういう数字が出てきます。

○4番（本間鉄男君） 共通部分は先ほど言っていましたので、簡単には出てこないと言っていますけれども、実際に本来例えば家賃であれば家賃全体で今入っている部分、それと本来一般的に例えば古平町の最低家賃、それを含めた中でそれを掛けた場合、どの程度の差が生じるのか、その辺どうなのですか。

（「答弁調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時50分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今24年度予算積算上で、家賃を払っているのが1名の方です。残り11名については、年収120万未満ということで無料です。単純に町営住宅の一番安いところで3,000円で考えた場合に、11名掛ける12カ月で年間39万6,000円、最低3,000円とした場合には39万6,000円が収入の計算になります。

○4番（本間鉄男君） その辺は今の答弁を踏まえて、今後またいろんな場で違う質問をしていきたいなど、そのように思っております。

次に、とりあえず117ページの子ども手当ということで、この間の総括でもほかの議員が聞いていましたけれども、数字の話になってくると総括にはふさわしくないなと思ひまして、1つは、今子ども手当と一応計上していますけれども、今国会の中で児童のためだとかなんとかという、また名称が変わるのかなという思いもあるのですけれども、例えば平成22年であれば児童手当から子ども手当に移行しましたよね、途中で、そういう中에서도、そのときであれば児童手当と子ども手当の人数もありますから、計算できないのでしょうかけれども、合わせて3,700万、町にそういう支給というか、あったと思うのです。だけれども、実際に今23年度予算、決算まだ出ていないのですけれども、23年度予算であれば4,900万、5,000万弱ですね、そのぐらいの予算規模ということで町も計算していたと思うのですけれども、それが今回3,900万と、約1,000万ぐらい落ちますよね。そういう中で、扶養控除がなくなっている、これもう先に走っていますよね、そういう形の中で実質的にモデルケースということであれば、例えば子供2人という中で年収幾らの部分ではどのぐらいの痛みがあるのかなと、そういう思いがするのですけれども、そういう多少の試算というのはしていないでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） 今の質問に関しては、試算はしてございません。

○4番（本間鉄男君） それで、今若い人方がハローワークの求人募集見てもわかるとおり、15万とかそういう賃金募集なのです。年間200万ももらえるのかなというような所得がほとんど大半だと思ひるので、それに対する給食の減免だとかさまざまなものもありますけれども、単純に計算していくと子ども手当がなくなった分、それで103万5,000円でしたか、一円もかからないという扶養控除、そういうものが廃止されていくのであれば、今中小企業とか零細企業の場合はそれが延びてくるというか、該当しないというような話もあるのですけれども、その辺を含めて考えていくと負担が大変かなと思ひて、ますます子育てができないかなという思いがあるのですけれども、その辺でもって大体どのような手当によって漏れて、そういう人は減少があるかなと思ひて質問しているのです。ですから、もしできましたら、一度そういうような家庭における影響額というのですか、そういうものをぜひとも一度試算してみたいかなと、そのように思っております。

次に、119ページです。幼児センターの中で給食業務委託料とありますけれども、1,300万、これ以前の答弁であれば大体そのうちの535万ぐらいが食品に係っているということで、そうすると今ここで地元の人方が、臨時職員というのですか、バイトというのですか、そういう方が何人か働いていると思うので、その辺の賃金がどの程度支給されているのか。結果的に日清食材ですか、こちらのほうの簡単に言うと手取り、それがどの程度になっているのかなという思いもあって、それが実際に全体的に本当に幼児センターをそういうふうに業者任せにするだけでいいのかと。最近日清さんで働いている方々が結構やめて、加工場へ行き出したとか、そういうような具体的な話もあって、なかなか厳しい、勤務状況も厳しいというような中でやめていっている人もいるので、実際に労働賃金が労働基準法の最低限で使われているのか、それとももうちょっと上積みされた賃金で使われているのか、それによって古平町の給食センターをそういう業者に任せていいのかどうかを含めて一考したいと思っております。

**○幼児センターみらい所長（宮田誠市君）** ご質問の委託先からうちの幼児センターに来ている職員の給料については、細かい数字は持ってきておりません。それで、ここの予算1,300万の内容でご説明しますと、まずは給食つくるに当たって職員の給料についてはスーパーバイザーという仕切る人が1人いまして、その人は幼児センターに常勤でいるわけではございません。その人の給料と、それから常勤でいる職員については栄養士さん、年がら年じゅう1年分の給料、それから調理員さんが1日いっぱい調理員として働く人が1名、それから半日の勤務の人が1名、そのような合計人数でもって、スーパーバイザー、栄養士、調理員2名、4名分の給料をこの1,300万から会社のほうで払っているわけですが、1,300万の内容につきましてはあくまでも1カ月当たりの職員の給料だとか福利厚生費だとかいろんなものを足した中에서도って1カ月に52万円掛ける12カ月の数字で、それが大体660万ぐらい、その残りの分が食材に充てられまして、昼食であれば1食当たり300円、それから補食であれば、つまりおやつであれば1食当たり20円、それから職員、私方もそこでもって給食食べていますので、同じ金額、おやつは食べませんが、主食でもって300円、そのような計算でもって、あくまでもご指摘のここで働いている人方に対する賃金そのものの詳しい内容はわかりませんが、4名に対しての1カ月分の賃金、それからそれ以外の福利厚生費とかの分において52万、そのほかに給食費ということでもって計上してございます。

**○委員長（鶴谷啓一君）** 暫時休憩します。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

**○委員長（鶴谷啓一君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

**○4番（本間鉄男君）** ここでいうスーパーバイザー、この辺ちょっと聞きなれない言葉なので、この具体的な仕事内容というのがどういうものなのか。それから、以前であれば栄養士1名といいながら、この1名が例えば掖済会だとか社協のほう、そういうほうも一緒に1名で3カ所も持っていたというようなことも以前はあったのです。だから、これ実際に1名の固定的な給料でないよう

な気がするのですけれども、ちょっとその辺をきちっと、これ最後の質問にしたいと思いますので、ご答弁願います。

○**幼児センターみらい所長（宮田誠市君）** まず、スーパーバイザーの件なのですが、スーパーまではわかるのですが、何でバイザーなのか、ちょっとその辺は調べていません。ただ、そのスーパーバイザーは、古平でいいますと幼児センター、それから元気プラザのほう、それから病院のほうの日清食品の北海道支店の社員として古平のほうの責任者としてあてがわれている。私たちが直接文句を言える会社の社員、うちにあてがわれている一番偉い人です。その人がスーパーバイザーというような名称でもって私たちと接しています。

それから、2点目の栄養士につきましては、幼児センターと日清との契約の中でもって、幼児センターについては1年間を通じて常勤の栄養士をあてがうようにというような人件費試算の中でもって委託契約結んでいます。そういうことで、うちの栄養士も例えば中のお手伝いはするかもしれませんが、契約上はあくまでも幼児センターのみの給食を提供するに当たっての栄養士、専属配属1名ということになります。

○**委員長（鶴谷啓一君）** 暫時休憩します。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時59分

○**委員長（鶴谷啓一君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

民生費の質疑を許します。質疑ございませんか。

○**7番（木村輔宏君）** 117ページの子ども手当の件です。これは、古平では何人の方がちょうだいしているのですか。

○**民生課長（佐々木容子君）** 24年度、今回の積算ですが、278名のお子さんが対象となっております。

○**7番（木村輔宏君）** これは、ことしは九百何十万とか所得のありましたよね、今回これも同じですか。

○**民生課長（佐々木容子君）** ことしの6月分から限度額の設定がされるということで、まだ国会通っていませんけれども、いろんな案の中では夫婦と子供2人で960万円という限度額が設定されております。

○**7番（木村輔宏君）** 実は、先月か、テレビか新聞でちょっと報道されたのですけれども、実際にこういうのは申し込みでちょうだいすることになるのですよね、ちょっと私もわからないのですけれども。それがたしか報道されたのでは10%ぐらいもっていないというお話が出ていまして、これは古平町ではどんなものかなということをお聞きしたかったのです。

○**民生課長（佐々木容子君）** そもそもは、昨年10月の特別措置法の時点で、それまで受けていた方も皆さん現況届を出していただくということで、今の10%が申請が届いていないというのは現況届の件だと思いますが、古平に関しましてはその前の支給、10月に支給された分の方皆さんと、そ

の後軽減された方、出生された方皆さんもっておりますので、申請の漏れというのはございません。

○3番（中村光広君） 113ページ、委託料、除雪サービス委託料のことをお伺いしたいのですが、除雪サービス委託料というのは例えば介護度何階級以上の方が利用できるのか、そういう階級による申し込み、そういったものがあるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 要介護を受けている方で高齢者世帯とか単身だとか、それから障害手帳を持っている方でさらに低所得の方という基準がございます。

○3番（中村光広君） 例えば積雪が20センチ以上のときに出勤するとか、あるいは15センチ以上のときに自発的にこちらのほうで出勤するのか、あるいは電話等によってお願いしますと要望があった場合に出勤しているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、シーズン前、雪降る前に申し込みをいただいております。それで、地域ケア会議という場所で認定しております。23年度実績で50件の方が登録されておりました。出勤については22年度までは降雪20センチで出勤しておりましたが、23年度については事業評価もろもろ検討の結果15センチまで下げてやりましょうということで、15センチ降雪で出勤しております。

○3番（中村光広君） これは、自発的に申し込みあったお宅に対して、その全お宅に対して出勤しているのでしょうか、あるいは申し込みがあったお宅にだけ出勤しているのでしょうか、この辺をお願いします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 事前に申し込みを受けて登録された方のお宅へは、出勤基準を満たせば出勤しております。

○3番（中村光広君） この予算の中には屋根の上に積もった雪の除雪も含まれているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） この除雪サービスについては、高齢者の安全確保もしくは生活の確保ということで、間口除雪を基本にしています。玄関から道路までの間口除雪を基本としておりました。あと屋根から落ちた雪が軒下にたまって危険な状態になる場面がありますので、そういった場合の軒下除雪も随時行っております。

○3番（中村光広君） 本年度の雪の場合、皆さんご存じのように屋根の上に積もる雪、それが屋根からはみ出ている雪庇、それが落ちてきている危険が大変に多い本町の雪の状態でした。そういった屋根の上の雪庇等の除雪ということも今後考えていかれているのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） このサービスでは、あくまでも高齢者の方が外出等ができるようにと、ふだん自宅で生活している上で屋根から落ちた雪がドアを突き破って入らないように軒下をきれいにしましょうということの最低限の部分です。屋根の雪おろし、確かに高齢の方が屋根に上ってやるのは無理かと思えます。それから、業者に頼むにしても相当なお金がかかるというふうに聞いております。大変なことなのかなと思えますが、行政サービスとして最低限の部分だけ担ってやりたいと思えます。

○3番（中村光広君） わかりますけれども、高齢者にとっては本当に大変な作業で、屋根の上と

いうのは無理だと思います。そういった面踏まえて、今後例えば2分の1の補助なり3分の1の補助なり、そういったものをしてあげるといような考えはあるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今のところ考えておりません。ただ、今後この除雪サービスから対象となっていない高齢者、例えば低所得者でなくても、お金があっても大変なお宅というのがいっぱいあると思っています。それら全体を含めて、高齢者、障害者の福祉としてどうあるべきかということについては考えていきたいなと思います。

○8番（真貝政昭君） 109ページの老人福祉費の扶助費について説明してください。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） これは、余市のかるな和順に入所されている3名の方の扶助費でございます。

○8番（真貝政昭君） 次に、111ページですけれども、9目の財源内訳のその他735万8,000円ですけれども、この内容について説明してください。

（「答弁調整をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 予算書74ページ、75ページに記載してございますが、3項受託事業収入、1目民生費受託事業収入で介護保険地域支援事業受託収入で1,127万2,000円ございますが、そのうちの事業費分としてここに見てございます。

○8番（真貝政昭君） ついでに、今説明あった1,127万2,000円の行き先なのですけれども、9目のその他特定財源のほかどこに行っていますか。

○財政課長（本間好晴君） 財源充当の件ですので、財政のほうでお答えいたします。

残の部分につきましては、職員給与費、人件費に充当してございます。

○8番（真貝政昭君） 111ページの一番下の委託料ですけれども、介護用品支給事業業務委託料ですけれども、この内容と、それから委託先はどこでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 主におむつだとか、それで委託先については古平町社会福祉協議会であります。

○8番（真貝政昭君） 副町長、今確認したのですけれども、実例なのですけれども、在宅でこの支給対象になっていて、入院した場合これが途切れるというのがありますよねも、そういう仕掛けやっていますけれども、入院してしまうと支給されていたものが実費負担になっていくのですけれども、これに不合理を感じるのです。介護と医療という区分けがあるにしても、実態は変わらないのに、経済状態は一向に変わらないのにこういうふう途切れてしまう。これは、おむつの支給、町でやっている事業でしょうけれども、厳密にやるといのはどうも不合理に思うのですけれども、これ改善することはできないのでしょうか、不可能なのでしょうか。



○副町長（田口博久君） 制度的に全く別と申しますか、ここで行っておりますのは在宅で介護を要する方についての負担を軽減するという考え方で、在宅での生活を支援するという考え方で介護用品の支給です。医療ということは基本的に短期間、医療の入院ということは病気の治療のために入院するわけですから、短期間という考え方になります。医療は、治れば当然にそういった状態からなくなるといった考え方になります。ここでおむつという部分は、あくまでも在宅生活を支える、その援助をするという考え方のものですので、医療と介護という部分については現在の段階では別物という考え方をしています。

○8番（真貝政昭君） ただ、老老介護の現場を見ていますと、在宅で老老介護をしていて、その対象者が入院した場合、老老介護は変わらないのです。病院に預けっ放しということではなくて、やはり老老介護で行くのです。そういう実態がありながら、在宅、自宅か病院かということで厳密に制度上ということで片づけられるのかという疑問があるのです。むしろ医療費のほうでかかってきますから、経済的には負担になっているのです。なおかつ支給されていたものが支給されないで、負担がふえる。これは、制度上でくっきりと区分けすることできないのではないかと。短期と言いますけれども、何が短期なのかというようなものがあります。1カ月だろうが2カ月だろうが、一度入院してしまうと在宅にいるのに比べては短期だということになるのでしょうけれども、この支給を受けている対象者は基本的に経済的にも弱者であるという観点からすれば、介護保険制度の内容が若干改悪されて、町で応援する部分が別にふえたという、何年か前にありましたでしょう、ああいうふうに柔軟性を持つものであれば、ここの部分のこの問題を解消できるのではないかと、制度上絶対区分けしなければならぬ問題ではないように思うのですけれども。

○副町長（田口博久君） それは、全く国レベルの問題と申しますか、町村単独では結構厳しいものがあるというふうに思います。と申しますのは、入院されても老老介護が続くというご指摘でしたけれども、入院したら基本的に介護に関する部分は医療の分野で行えると思いますので、老老介護が続くということは経済的な面での負担、介護の負担ということかと思えますけれども、確かに今例えば医療で入院しますと当然介護保険使えなくなりますので、褥瘡予防用のマットとかにしても、在宅で介護を受けている場合については介護保険の中で褥瘡用のマットのレンタルということできますけれども、そういった寝たきりの状態であっても医療ということになると現実に今使えない。介護保険使えませんので、医療の中では基本的には病院側の看護体制の中で体位交換なりなんなりということでも褥瘡を防いでいくという考え方になると思いますけれども、今逆に私のほうからお話ししてしまいましたけれども、おむつだけではなく、医療と介護という、さらに施設に入院、それから特養とかですとまたおむつの問題も話は変わってくるかと思えますけれども、医療と介護という部分での状態の違い、制度上からいくと状態の違いということでの受けられるサービスの違いというものの線が引かれているというのが現状となっておりますので、町単独で医療の入院者についても支援するという事は結構難しい問題かというふうに思っています。

○8番（真貝政昭君） ここの委託料に限りませけれども、これは町独自のメニューなのでしょう。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） メニューとしては町単独ですが、そこに先ほどご質問にあったとおり広域連合、介護保険の保険者である広域連合から受託事業として受けてやっている事業になり

ます。

○8番（真貝政昭君） そうしたら、介護に関するこういう支援事業というのは、町単独でやっているものはないのですか、あくまでも広域に町が委託してやる事業だけなのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 9目の介護保険地域支援事業については、受託事業としてやっております。次のページ、112、113ページ、10目介護予防生活支援対策事業の関係の13節委託料の関係については、町単独でやっている事業でございます。

○8番（真貝政昭君） 戻りますけれども、107ページの生活支援ハウス運営業務委託料ですけれども、これの委託の内容についての説明は資料のほうにありましたか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 説明資料のほうには特に詳しく載せてございません。それで、この委託料の内容ですが、職員の人件費から、入居者に在宅ヘルパーとしてお世話して入っている部分があります。その利用料を差し引いて計算してございます。

以上です。

○8番（真貝政昭君） 人件費だということですね。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） そのとおりです。

○8番（真貝政昭君） 先ほど本間委員との間でやりとりされた料金の問題ですけれども、古高の跡地で2階、3階で利用する利用料の関係ですけれども、元気プラザの入居者については当初は交付税措置ですけれども、跡地で活用する入居費用、利用料、それに対する交付税措置だとか、そういう国等の手当てというのはあるのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 生活支援ハウスについては、国のほうで詳しい基準とかは決めて、支援ハウスというものに対しての交付税措置はありますけれども、高齢者住宅というものに対しての交付税措置はないというふう聞いております。

○8番（真貝政昭君） そうしたら、先ほど1名を除く他の方の収入基準について入居料は無料という状態だけでも、新たな古高での入居者についてはまずそういうものはないということですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 基本的に私のほうで今検討しているのは、金額についてはまだこれからですけれども、無料ということではなくてそれなりの負担はしていただきましょうという考えであります。

○8番（真貝政昭君） 町が福祉会に委託することになるのですけれども、そうしたら応分の町の負担というのはあり得るということですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） たしか議員協議会するときにもそのお話になったかと思うのですが、基本的には収入をもって運営していただきたいなと思っておりますが、ただ役場サイドで計算している金額、収入の見込額と大幅に乖離がある場合についてはその辺も考えていかなければならないのかなというふうにご回答したつもりですが。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に4款衛生費、124ページから131ページまで質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 先ほどは失礼しました。129ページ、火葬場の件です。それから、説明資料では63ページになっています。この中で修繕費というのが262万ほど載っています。これ昨年でしたか、高野委員さんのほうから、葬斎場からボイラー室へ入る扉の閉まりが悪い、それからボイラー室の中の床が非常に悪くなっている状態で、直してほしいというような話があって、その後どうなりましたか。

○民生課長（佐々木容子君） 扉のふぐあいと床ということだったのですが、玄関入りました床につきましては張りかえということで23年度で行っております。扉のほうのふぐあいというのは、管理人さんのほうへ確認したのですが、特にふぐあいなくて、扉に関しては特に修繕は行っておりません。

○9番（工藤澄男君） 管理人さんはふぐあいが無いということを行いましたか。

○民生課長（佐々木容子君） はい。

○9番（工藤澄男君） だけれども、実際に我々何回も行きますけれども、常に全開はしないですよ。なぜかといったら、ボイラー室の床部分が盛り上がっているものですから、それ以上開いていかないと。ということは、床も全部ある程度直してやるか、それでなかったら扉を何とかしなくてはだめだということなのです。だから、有効的に使うには、常に機械室を見ながら業務しているわけですから、スムーズに行えるような状態にしていきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） 私のほうでも現場のほう確認しまして、必要な部分があれば修繕なりということで考えてまいります。

○9番（工藤澄男君） それから、もう一点、同じページで狂犬病予防に関してなのですが、これに関連して、実は先日も警察の方といろいろお話をしましたら、放し飼いの犬、猫が非常に多いということを中心に嘆いておりました。それで、実際に町の中歩いていても結構そういう犬、猫が非常に多いようにも見えます。この点の駆除とか、例えば保健所へ連絡するとか、そういう何か対策は考えていますか。

○民生課長（佐々木容子君） 23年度中で町内の方が捕獲した飼い主のわからない野犬、それから町の職員も実際に捕獲しました。それは、本来飼い犬であれば首輪をしているだろうということもありますし、登録されていると登録の札なり注射をしたという札なりが首輪に表示されているということがありまして、そういうものがないということは飼い主の方がいるのだろうかという点もありまして、何度か捕獲しまして、飼い主の方が見当たらないということで余市の保健所のほうへ移動させまして、1頭については募集をかけまして新しい飼い主の方に引き取られてというふうになっているのですが、町内の方、私のほうでも電話をいただいて、私も実際に出かけて、捕獲しては保健所のほうへというルートではやっておりますが、まだ捕獲し切れないというか、そういう犬もいるのが現状だと思います。

○6番（高野俊和君） 初めに、125ページの負担金補助及び交付金なのですが、余市協会病院の救急医療体制維持補助金、これ前聞いたときにたしかベースになる金額が北後志で2,500万というのがわかるということでありましたけれども、今回多少ふえておりますけれども、これは単

純に患者がふえるだろうということで40万円ほどあれているものなのか、それともベースになる金額、単価というのはちょっと変ですけども、単価自体がことしは値上がりするだろうという予想で計上した金額なのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 24年度に予定しております190万2,000円につきましては、実は23年度の負担金額をそのままのせております。2,500万円を収納をしましょうというのを北後志5町村で決めておまして、それを単純に前年の患者数で割り返して、各町村の患者数で応分の負担をするというふうな構成になっております。ちなみに、委員ふえていとおっしゃられているのは、平成22年度が155万4,000円、23年度が190万2,000円、患者数でいきますと22年度が164名、それから23年度が177名でしたので、患者数がふえている、そういうことと、あと北後志全体の患者数が逆に22年度2,639人から2,326人に減っているということで、単純に患者数で割り返していますので、少し単価も上がっているという計算になります。

○6番（高野俊和君） ということは、古平町が単純に言えばふえても減っても、5カ町村の出入りがあるとベースになる金額も上がることはあるということになるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） ベースになる金額というのは、恐らく2,500万円のお話かなと思うのですが、2,500万については基本的にふえないはずですが、逆に減るのかなど。22年度の決算の状態でも大分改善しております。余市協会病院として医師の確保だとかいろいろ手だてをして、極力赤字解消、救急部門については基本的に不採算部門ということで赤字は免れないのですが、余市協会病院全体としてそれをカバーできるように今経営努力をしております。基本的には23年度、24年度についても2,500万円相当の金額が必要であろう、救急を単純に計算するとこのぐらいの金額の形になるということです。

○6番（高野俊和君） 話が少し膨らむかもしれませんが、救急分として言ってみると北後志で余市協会病院に幾らかでも補助しているわけですから、救急医療以外でも余市協会病院に古平町から申し入れするということができるのでしょうか。例えば余市協会病院の内科の医師もしょっちゅうかわりまして、外科もそうですけれども、かなり患者さんにとっては不便なことがたくさんありますので、そういうことも含めて古平町からそういう申し入れすることは、救急医療ではありませんけれども、そういうことも含めてできるのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 補助をしているからということではなく、北後志5町村、それから余市医師会を構成メンバーとする医療対策協議会というのがございます。そちらで、北後志の中で基幹となる余市協会病院の診療方針だとか経営の内容だとかについてその場で意見することは可能かなと思います。

○6番（高野俊和君） 次に、129ページ、先ほど話しされていましたが、火葬場のことなのですが、先ほど工藤委員もおっしゃってございましたけれども、火葬場が大変老朽化しております。昨年の総合計画の中に火葬場の見直しということもなっておりますけれども、古平高校の跡地の問題がある程度片づいたら、火葬場についても考えていきたいという先ほどのお話もありましたけれども、高校の跡地もある程度目星がついてきておるのですが、今後手直しというか、移転など、そういうことは考えているのでしょうか。

○町長（本間順司君） 私昨年答弁した経緯がございますので、私のほうから申し上げたいと思います。

新しい余市町長、嶋町長に、以前の町長さんからそういう話があったというようなことで、余市と古平共同でやらないかという話があったので、どうですかというようなことで申し入れをしておきました。嶋町長からは、今余市で総合計画をつくっておりますので、担当にはその部分を申し入れておきますというようなことございました。総合計画、今審議中かでき上がったのか、よくわかりませんが、そういうことで審議している最中だそうでございます。ただ、火葬場関係の担当者会議の中で、各町村から仁木も一緒にできないかというような話も来ているそうでございます。その辺はまだ何ともというような段階だということございまして、まだはっきりはしておりません。

○4番（本間鉄男君） まず、125ページの19節で在宅難病患者等酸素濃縮器ということで、もうかなり前から結構そういう補助を出してやっているという実態なのですが、前に受けた人、2人というときもありましたよね、たしか。今現在は1人が該当しているのか。その中で、部屋に恐らく酸素ボンベ置いてやっている治療でないかなと思うのですが、これは今何名ぐらいで、実態としてどのぐらい、金額的に何分の1とか、そういう補助をしているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） まず、実績ですが、過去3カ年になるのですが、21年度で2人、それから22年も2人、23年度当初2人でしたが、たしか途中で1名の方亡くなられたかと思っておりますので、現在1名の方で、12時間以上必要な方について1,000円、それから12時間未満必要な方について500円の電気代について補助するという形になっております。

○4番（本間鉄男君） 今電気代という話ですか。ボンベの使用料の一部でなく、電気代ですか。酸素ボンベを部屋によく置いてありますよね、そのあたりはどのぐらいの金額かかって、町のほうでどの程度、電気代ということは器械の装置、それが必要なかなと思うのですが、実際に例えば酸素ボンベの一部とか、そういうものの補助という考えはないのでしょうか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 酸素ボンベ自体、器具自体に対する補助というものについて資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

○4番（本間鉄男君） 私専門的な部分がわからないので、もしそういう対象事業にならないのであれば、また町としてもそういう部分で医療の対象とか、それにならないのであれば、町でも補助していくべきでないかなと思うので、そこの中身のほうをもう少し後でお知らせ願いたいと思います。

次に、127ページです。委託料の中でその他予防接種委託料というふうになっていて、昨年この欄に乳幼児個別接種委託料という金額が予算計上されていたのですが、今回それがなくて、その他の中で金額的にも前年度と大分違ってきているのですが、この中身ちょっとお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 昨年までは乳幼児に関する予防接種ばかりでしたので、そういう書き方をしておりましたが、子宮頸がんたかかも入ってきまして、くる意味でその他という

ふうにしておりまして、内容は三種混合、二種混合、麻疹風疹混合、BCG、子宮頸がん、それからヒブ、肺炎球菌、ポリオを内容としています。

○4番（本間鉄男君） 昨年乳幼児個別予防接種委託料、これ600万ほど計上しておりましたけれども、その中には子宮頸がんとかというの也被まされて、22年度から見て500万ほど予算がふやしてあったのですけれども、今回それから見ていくとここの部分が300万ほどになったということは、例えば子宮頸がんとかそういう予防接種の場合は国からの補助だとか、そういうものもあるので、実際にどこまで半減になったかということがわからないのですけれども、昨年度の予算と突き合わせしていく中でどういう形でもって半減の予算になったのか、その辺ちょっと詳しく説明願えますか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 細かくそれぞれではなくて、大きく影響しているのは子宮頸がん、それからヒブ、肺炎球菌であります。昨年度これらの予防接種については初めての接種でしたので、対象者全部が非常に人数が多かったです。それで、24年度からは対象が狭まりますので、それでかなり減っております。恐らくほぼ半減になっているのはそれが要因かと思えます。

○4番（本間鉄男君） 次に、129ページのじん芥処理費ということで、指定ごみの需用費と次の役務費に当たりますけれども、指定ごみ袋の購入費というのはその年によってつくるごみ袋のサイズとか枚数、これによって変わってきて予算もその年によってでこぼこというか、あるのだろうと思うのですけれども、実際的に今統計として、例えば燃えるごみだとかプラスチックごみとか、そういう分別、その他燃えないごみ、黄色いごみ袋、そういうものがありますけれども、今現実最近の傾向として例えば燃えるごみであれば小さい袋のほうが需要が伸びているのか、中ぐらいが依然として多いのかとか、そういう傾向というのがありますか。

○民生課長（佐々木容子君） その月によって多少増減はありますが、傾向としては燃えるごみは中と小がかなりの数が出ているということでございます。それから、燃えない、プラスチックごみに関しましては大が出ているという状況です。

○4番（本間鉄男君） 何年か統計的に見ていって、大はほとんど一般家庭では燃えるごみなんかなら出てくるというのは少ないのでしょうか、中、小の中でも例えば中から小にかわっていくとか、そういう傾向が見られるのかどうか。ということは、最近だんだんお年寄りだとか核家族というものがふえてきて、ごみの出す量に変化してきているのかなと思うのが1つです。それから、実際にごみの種類、金額が張ることによってなるべく中の袋に入れようかなという考えを持っているのか、その辺高齢者だとか核家族、今ごみ何%か減ってきていますよね、そういう部分でどういう傾向があるのかなと、それで今後どのようにしていったらいいのか、それと次のページもそれにちょっと関連しながら質問したいと思うので、まずその辺のこと把握できましたらお伺いしたい。

○民生課長（佐々木容子君） 例えば1件の世帯でそれまで中を使っていたのが小にかわるというような、そういう具体的な点ではちょっと把握はしてございません。ただ、7月、8月になりますと少し燃えるで小の割合がふえたりということで、例えば生ごみを優先的に小の袋でとりあえずたまたら出すとか、そういう出し方はその月で多少は、あとは12月と3月は大掃除ですとか引っ越しの関係があるのでしょうか、この時期は大のほうが少し出たりということでは、その程度の把握

はしておりますが、具体的に例えば世帯の構成で老人世帯の方がという具体的なものは把握してございません。

○4番（本間鉄男君） 次に、131ページの生ごみ処理機購入補助金ということでちょっとお伺いしたいなと思っているのです。ということは、古平町がせつかく生ごみを減量化しようということでは処理機の購入補助、たしか上限で4万でしたか、補助。ところが、毎年予算組んでいるのだけれども、なかなか町民が買っていかないというか、補助申請しないで買っているのか、それはわかりませんが、ふえていかないということなので、個人的な話で言うと、私も一度補助対象で買って、そうしたら一般家庭で1日に処理するごみの量からいくと、リッターの大きさにもよるのでしょうけれども、ちょっと使いづらい部分もあるのかなというところもあるのですけれども、実際に私も一回それで買って、すぐ壊れたのです。だけれども、実際に地元の業者から買ったものだから、こういうふうにしてすぐ壊れたのですけれどもと言ったら、クレーム処理でやってくれたのです。やっぱり地元の業者がやるからこそ、折衝もしやすかったし、無償でメーカーが直してくれたのかなと思うのですけれども、これとコンポストですか、そういうあれでもってできるだけごみを減らそうということなのですから、もう少しPR、古平広報にはたまに載りますよね、だけれども一般的に広報を見る人方というのはその部分って中身までなかなか見ないので、もう少し、せつかくいいものを町で推進しているのですから、PRの仕方も考えてもらいたいと。とにかくいろいろな形の中で、例えば古平町の私いつもホームページの話言うのだけれども、そういうものから、古平の広報であれば例えば意外と後ろの部分、前は表紙の感じになりますよね、後ろの忌中の部分とか誕生の部分、寄附の部分というのは見るのです。やっぱりそういう目立つところにも載せてPRしていくほうが少しでもいいのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○民生課長（佐々木容子君） おっしゃるとおりかと思えます。私どもの周知不足というのはかなりあるかと思えます。ホームページ、広報紙、またチラシ等も含めまして、目立つと言ったら変なのですけれども、目を引くような展開をまた検討してみたいと思えます。

○4番（本間鉄男君） 次に、クリーンセンターのことで、先日瓦れき処理と東日本大震災のその受け入れというようなお話で私が町長に質問して、たまたま私はその日新聞見ていなかったのだけれども、国会でそういうような形で文書通達が全国になされたというような話なのですから、国会でそういうような形で文書通達が全国になされたというような話なのですから、クリーンセンター、当初15年で満杯の計画であって、今現在ですと大体8年ぐらいですか、経過されていますよね。私以前に聞いたときで21年で6年という話ですから、大体8年ということだと思えるのですけれども、現在古平町のクリーンセンターの部分で今の状態でいくとあと何年ぐらいもつのかなと、そういう中でできるのであれば次の段階でそういう受け入れ態勢を模索しながらというか、国との話し合いをしながら進めていくべきかなと。今ようやく静岡も受け入れるというような話で、全国的にある程度受け入れるということになると、極端な話遠い近畿でも受け入れるだとか北陸でも受け入れるということになると、この輸送の問題だとかそういうものを含めて、あと処分場の問題、これはお互いの助け合いと古平町の次の公共事業という、そういう側面も出てくるのではないかなと思うのですけれども、まずこれ何年ぐらいもって、もし通達があった後の町としての考え方がありましたらお伺いしたいと思います。

○民生課長（佐々木容子君） 平成22年度の決算資料の中で、クリーンセンターの埋め立て量、それから残容量が載っていますが、平成22年度終了しました時点で1万3,000立米残算容量がございます。当初は1万7,200立米の計画でしたが、今現在かなりの部分運転するというので、実際に埋め立て量をかなり減らしておりまして、1万3,000ほど容量が残っているということでございます。

○町長（本間順司君） 東日本大震災の瓦れきの受け入れの関係なのですけれども、きのう私の答弁で都道府県に通知をしたというような答弁をしましたが、それはまだみたいでございませぬ。これから各担当大臣がそういう通知をする文書の中身のすり合わせをするのだというようなことが、きのうの夕刊でしたか、きょうの朝刊でしたか、それらに載っておりましたので、それはまだ都道府県への通知は来ていないと思います。ただ、マスコミ報道、それから国等々ではかなりの量を都道府県にさばいてもらわなければだめなのだというような報道がございませぬけれども、たまたまきのう入った受け付けでございませぬけれども、ある倶知安の方から古平町長へというようなことで、瓦れきの受け入れに反対してくださいということの投書でございませぬ。その中身が若干書かれておりましたけれども、要するに環境省の調査資料が載っておりまして、ほとんど地元で処理できるのだというようなことで、被災地以外に依頼する部分は19%にすぎないというような文章が書かれておりました。そういうことがあるものですから、私も何回も申し上げておりました、どの情報が本当の情報なのかということなのです。ですから、本当の情報がわからないで、受け入れませぬ、受け入れられませぬという答えを出すこと自体が時期尚早かなというふうに思っております。できるものであれば、地元で処理できないというのであれば、それは受け入れてやりたいというのでもやまやまでございませぬけれども、それもまたきのうは総理大臣が焼却灰を国有林に埋めてもいいというような答弁といひませぬか、記者会見か何かで言っておりましたので、国の軸足がどうなのだということもまだ本当にわかっておりませぬ。ですから、今軽々にどうだこうだという判断するのは尚早かなというふうに思っておりまして、もうちょっと様子見なければわからないのではないかなというふうに思っております。それと、ほかの自治体に対する処分場の建設費補助など、そういう関係もまだまだ決まっておらませぬ。まだ公表される場所がないものですから、それらも確認する必要があるのではないかなというふうに思っております。

○4番（本間鉄男君） 国の情報というのはどれを信じていいのかと、原発の大震災のときの事故の議事録がなく、民間が調査してやったもの、国民がそっちのほうが正しいのではないかと思うような、そういうような状況だというのは確かにあります。だけれども、実際にその前に朝日新聞なんかでもシリーズでもって原発で民間のあれが出る前に、だれがどういう、記者が対応した部分を書き集めたのでないかと思うのですけれども、そういうようなあれがずっと連載されてきた中で、確かに国の言っていることの信頼性がないかと、読んでいくと迫力が全然違うという言い方はおかしいのですけれども、実態がそういう厳しい実態だったなという思いは確かにある。だけれども、例えばセシウムだとか、そういうあれでの土の問題だとか、実際に確かに福島、一番セシウムだとかそういう放射能の関係で影響受けていますけれども、あれも群馬だとか、例えば茨城、例えば千葉、柏だとか、印西というまちなのですけれども、そこなんかも結果的に出ているのです。それで、



今柏が大変な問題になって、それをどうしようかと、どんどん、どんどん下水処理場からたまったものが出てきて、処分に困っているというようなお話もあるので、できるだけ、先ほどある程度のことが決まりましたら、やっぱりどうせ協力してあげるのであれば早く手を挙げて、青森か岩手の瓦れき処理であれば、これは古平町にも、倶知安の人がどうのこうのと言っている部分もあるでしょうけれども、これは間違いなく影響は私はないと思うのです。文部科学省のデータですか、なぜそれを避難の対象に早く知らせなかったと、ああいう問題もあるので、できるだけ情報がきちっとできたら進めていただきたい、そのように思っております。

これで衛生費のほうの質問を終わります。

○委員長（鶴谷啓一君） 衛生費の質疑の途中ではございますが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

衛生費、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に5款労働費、132ページより133ページまでの質疑を許します。質疑はございませんか。

○6番（高野俊和君） 緊急雇用創出事業費の中で浅海資源保護管理事業委託料とあるのですが、昨年の話ではこの補助が平成23年で終わるといふか、平成24年からはこのような補助が未定という話をしておりましたけれども、今回計上されているということは引き続きこの事業は行うということでしょうか。

○産業課長（山本耕弘君） 当初は終わる予定だったのでありますが、国のほうで補助の内容とかそういうものの変更がありまして、ことしについてもこの事業については、ちょっと狭くはなったのですが、やるということになりまして、浅海資源保護管理事業委託事業というのは密漁対策事業でございまして、22年からやっておりますけれども、密漁対策という形でパトロールをしてございます。

○6番（高野俊和君） そうしたら、この事業というのは毎年毎年話し合いをして、来年25年度になるとまたわからないと、25年度で話をして、またこういう補助がつくかどうかということであって、継続する事業ではないということなんでしょうか。

○産業課長（山本耕弘君） 継続的な事業ではございませんので、この事業についてもこれができるよということで振興局のほうから来まして、その中で事業の名目を精査いたしまして、密漁パトロール、これが該当になるということで今回計上させていただいております。

○6番（高野俊和君） その年、その年であるのでしょうかけれども、この事業を何とか古平町としても推奨してもらって、来年もぜひこの予算をつけてもらうように課長のほうからもお願いできればというふうに思っておりますけれども、ぜひ努力してほしいと思います。

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁はいいですか。

○6番（高野俊和君） 答弁要りません。

○4番（本間鉄男君） 今のページのところで、昨年まで緊急雇用創出事業ということで公園整備だとか環境対策というような予算も、合わせて二百五、六十万でしたか、していましたけれども、これ結果的になくなったということは、建設課のほうの一般の清掃だとか公園、財政の厳しいときには職員がしたとかいうこともありましたけれども、そっちのほうの予算の中に減額されながらも、これがなくなったということでことしは行うということですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） そのとおりでございます。予算書の153ページ、155ページのほうの道路清掃等委託料と各公園清掃業務等委託料がございますが、こちらのほうで対応しているような状況でございます。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、労働費を終わります。

次に、6款農林水産業費、134ページから145ページまで質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 予算書の139ページ、林道チョペタンに関して工事に関してなのですけれども、もう既に入札も終わりましたし工事始まるようになっています。いろんな場所でいろんなところが崩壊しておりまして、そのほかに何年も前から小さな崩壊がたくさんあるということで、今始まる工事含めて、今後小さな場所も含めてどのような計画を持っているかお知らせください。

○産業課長（山本耕弘君） チョペタン林道につきましては、皆さんご存じのとおりおとしの災害、それから去年の9月に災害が起きまして、去年は2カ所大きな災害が起きまして、去年の11月に国の査定を受けまして、26.2%という形の中で補助をいただきまして、先週の金曜日にその部分については入札いたしております。それで、これにつきましては、23年度でございますけれども、繰越明許いたしまして、工事につきましては5月の20日以降にこの2カ所については工事を実施いたす予定でございます。その間に、ここに139ページの15節工事請負費、林道チョペタン線小規模林道整備工事請負費とございますけれども、これにつきましては今工藤委員さんが質問されました3カ所のくずれている部分の1カ所目の工事でございます。ことしにつきましては、去年の9月に災害起きた2カ所と、それからくずれている部分の1カ所と、この3カ所林道の工事を予定してございます。あと大体7カ所ぐらいこの後必要なところがございます。これにつきましては、毎年毎年、この補助事業でやるかどうかはわからないのですけれども、その中でそれぞれやってまいりたいと思っております。それと、これが終わりますと、門扉を開くことになるのですけれども、これにつきましては我々のほうで状況を見ながらそれぞれ、できれば終年開通という形の中で考えておりますけれども、小さなくずれている箇所についてはある程度のスパンの中でそれぞれ把握し、やっていく予定であります。

○9番（工藤澄男君） それでは、もう一点お願いします。145ページの委託料の中の漁港の清掃委託というのあるのですけれども、この清掃の委託というのはどういう方がどのような清掃をしているのかという点をちょっとお知らせください。

○産業課長（山本耕弘君） これにつきましては、漁港内のごみとか、それから浮いている油の処理だとか、それからちょっと汚くなった漁港内の清掃とか、そういうものを定期的に、去年は水見さんですか、そちらのほうにお願いしてそれぞれやっているということでございます。

○9番（工藤澄男君） 漁港清掃ということだから、常にきれいにとはいかないのでしょうかけれども、私たびたび漁港を回りますけれども、余りきれいなところ見たことないものですから、清掃しているのでしょうかけれども、清掃するよりも汚しているほうが多いような感じしてどうしようもないのです。まず、きれいな漁港だとは思っておりません。これからもう少し何とか違う形で清掃できるような方法というのはないのでしょうか。

○産業課長（山本耕弘君） これにつきましては、漁港内のトイレもそうなのですが、トイレ掃除しても1時間もしないうちに汚くなったり、漁港内の清掃も我々も見回っておりまして、やっていることはやっているのですが、釣り客だとか漁港に来ている方のマナーとか、そういう部分もあると思いますので、あとは広報だとか、それから看板等で啓発、それとパトロールとか、そういう部分をもう少しやっていきたいと思っております。

○9番（工藤澄男君） これに関しては、漁協のほうでは一切関係はしていないのでしょうか。

○産業課長（山本耕弘君） 基本的には組合のほうは関係はしていないのですが、漁業協同組合ですので、当然自分たちもごみが落ちていたり何かあった場合についてはその辺はよろしくということで私からは申し入れております。

○9番（工藤澄男君） それであれば、例えば町でこれだけ予算つけて清掃していると、そうしたら、自分たちが使う自分たちの漁港なのですから、例えば半分おたくでもというような話にはならないのですか。

○産業課長（山本耕弘君） 工藤委員のおっしゃることわかりますので、その辺も組合ともいろいろ打ち合わせの機会ございますので、そういう部分含めて対応してまいりたいと思います。

○4番（本間鉄男君） 137ページの戸別補償制度ということでお伺いしたいのですが、農家への戸別所得補償が行われましたけれども、それによって古平町の農家の恩恵はどの程度の金額が戸別補償によって受けられたのか、その辺お伺いしたいと思います。

○産業課長（山本耕弘君） 農家の戸別補償制度については、22年から新たにできた制度でございまして、古平町は初年度から参加してございます。それで、23年度につきましては、総体のお金なのですけれども、約430万ほど入ってございます。それで、事業といたしましては10アール当たり自給率の向上事業というのをうちのほうでやっておりまして、10アール1万5,000円という形です。それと、もう一つ、水田に飼料用米、これをつくりましてこれが10アール当たり8万0円、それがもらえることとなりますので、それでうちで米つくっている農家が10件ございますけれども、そのうちの8戸の農家の方が23年度については参加してございまして、総体的な金額につきましては約430万ほど、個々の面積に応じて、それから事業の内容に応じて個々の農家の方の口座に入っております。

○4番（本間鉄男君） この部分がもしなかったら、逆に言うとそっくり農家の所得が落ちているということで、実際に単純計算で1件頭50万やそのぐらいは恩恵を受けたというようなことだと解

積していいのかなと思うのです。

次に、145ページの漁港の清掃ということなのですが、トイレが4カ所ほどあって、ことしちょっと町民にも言われたのです。公園のそばのトイレ、一番新しいトイレですか、あそこの屋根が雪でもって横にくっついて一体になっていると、議員としておまえたち何もわからないのかいというように町民から言われて、清掃部分は確かに委託しているのですけれども、例えばそういう屋根の部分がもしわかった場合に業者が町に話して、一体になってしまった屋根の縁切りだとか、そういうあれというのは話しすれば町のほうでは何らかの形で予算計上するのでしょうか、それともトイレの清掃の一体の中にその維持管理みたいなものも入っているのでしょうか。

○産業課長（山本耕弘君） ことしはちょっと雪が多かったせいもあるのですけれども、基本的にはトイレだとかその周りについては業者さんに委託しているのですけれども、屋根の雪おろしについては役場のほうでやっておりまして、なかなか手が回らなかった部分もありますので、今後についてそういう部分を含めてそれぞれ検討してまいりたいと思います。

○8番（真貝政昭君） 145ページの委託料で荷さばき所の設計業務委託料がありますけれども、これの積算根拠はどうなっているのでしょうか。

○産業課長（山本耕弘君） 面積的には一応1,000平米ぐらい予定してございまして、いろんな部分につきまして詰めながら、今その部分については進めております。

○8番（真貝政昭君） 設計料の積算の素人目にもわかりやすい目安が欲しいなと思うのです。前に渡された資料では、荷さばき施設は一応3億強で見えていますけれども、それから工事額で5%というのですけれども、そういう単純化された目安というものがあれば、そのように説明してほしいのですが。

○建設水道課長（藤田克禎君） 単純化された目安というのはございません。工事金額に対して技術者の職員から出てきますので、その中で総体的な金額を出して、技術管理費だとか諸経費がかかってくるような状況でございまして、もし必要があれば後でお渡しいたします。

以上でございます。

○8番（真貝政昭君） お役所のほうはそういう建前でやっているのでしょうかけれども、仕事を受ける設計会社の側からしたら大体の目安があったような気がするのです。工事額に応じてパーセントの数字が変化という、大きければ大きいほど数字が少なくなっていくのですけれども、そういう目安があったようにも思うのですけれども、そちらのほうの情報はないのでしょうか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 目安といいますのは、何%という目安であれば、1,000万以下の部分であれば何%、1,000万から2,000万の間であれば何%、2,000万から3,000万であれば何%という、工事の金額とはちょっと違いますけれども、そういった出し方は可能でございます。

以上でございます。

○8番（真貝政昭君） 今は出せないけれども、後からは出せるということですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） そのとおりでございます。

○8番（真貝政昭君） 143ページの磯焼対策調査事業委託料ですけれども、この調査事業は今年度きりなのか、どういう計画でいらっしゃるのか。

○産業課長（山本耕弘君） 磯焼対策事業といたしましては、古平町は22年の秋から積極的にいろいろな事業を進めておりまして、磯焼対策調査の委託につきましては、とりあえずことし大体30キロのネットの中に注ぐ程度の石を入れて、それで3カ所にそれぞれ60基ぐらい入れまして、その中でコンブの生育とかそういうものを調査すると。今までは大きなブロック、そういうものを使っていたのです、それについては30キロぐらいですので、浅海部会さんのほうが判定とかそういうのもてきますので、そういう中で水産試験場等と調査をしながら、ことしについては進んでまいると。また、磯焼対策事業につきましてはこれが絶対的だという部分出ておりませんので、そういう部分の一つの調査方法という形の中で今回予算を計上しております。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に7款商工費、146ページから149ページまでの質疑を許します。

○6番（高野俊和君） 148ページです。温泉施設費なのですけども、昨年までは指定管理料といますか、運営費として200万、古平町から管理者のほうに計上していたと思うんですけども、ことしはゼロになっています。老人福祉費のほうで福祉券なども昨年の300万から古平町から出すのが350万と50万円ほどふえておりますけれども、温泉に関しまして今大変混雑しているというふうに聞いておりますけれども、温泉施設として単独で間に合うということで今回は運営費としての200万円は計上しなかったということでしょうか。

○産業課長（山本耕弘君） そのとおりでございまして、従来の事業等については古い施設を利用してやっておりましたので、いろいろな修理だとかそういうものもあって、そういう部分で出しておりましたけれども、去年新しくいたしましたので、修理だとか管理費についてもかからないだろうと、温泉につきましても昨年3月からオープンいたしまして、ことしまで人数にいたしまして20年のピークとことしの1月末までで約1万2,700人ほどの増で24%ぐらいの増という格好でございまして、当面は維持経費とかそういういろいろは新しい施設ですのでかからないだろうと、そういうことで今回からこの部分については出しておりません。

○6番（高野俊和君） 温泉のほうは間に合っているだろうと思いますけれども、施設内で古平町の業者が何件か営業していると思うのですけれども、その辺は採算はとれているのでしょうか。課長の知っている範囲でいいのですけれども、もしお知らせできたらお知らせしていただきたいと思っておりますけれども。

○産業課長（山本耕弘君） 食堂の部分につきましては田中屋さんが出ておりまして、東洋さんと田中屋さんとの契約の中でございますので、正直申して余り詳しくはないのですけれども、聞いた中ではそんなに悪くはないということです。それと、あとそのほかにアイスクリームとか珍味、それから卵、それから野菜、そういうのも売っておりますけれども、きのうの夕方に行ってきたのですけれども、結構野菜類はまとめて買っていったり、そういうような状態だと思っておりますので、そんなに赤字という、そういう形ではないのかなとは思っておりますけれども、詳しいことは聞いておりませんが、そんな形でございます。

○6番（高野俊和君） 季節によって集客が大きく変わるということはあると思いますが、もし変わるとしたら何月が多くて何月が特別少ないという、まだ1年でわからないかと思えますけれども、現在でわかっている範囲で気づく点があったらお知らせ願いたいと思えますけれども。

○産業課長（山本耕弘君） 去年の4月からことしの2月までなのですけれども、オープン当初の9月までは平均で月7,000台でございました。そして、10月に入ってから5,300人程度で10月、11月と、それと11月以降が四千二、三百人ということで推移してございます。11月の3日ぐらいから露天ぶろは中止というか、やっておりませんので、そういう部分もあるのか。それと、夏場の観光客が来なくなったりしたので、そういう部分があるのかなとは思っておりますけれども、ただ20年の導入した年と比べても人数は今のほうが11月以降についても多いです。きのうも3人ぐらいですか、小樽の方が来ておりまして、1週間に1回、2回来るといようなお話伺っておりますので。

○8番（真貝政昭君） この辺の海水浴場は、やっぱりウニはとったらだめなのでしょうか。

○産業課長（山本耕弘君） 基本的にはどこでもとれません。

○8番（真貝政昭君） 海岸に面している地域で昔私たちが遊んで生き物を目の当たりにした体験というのは、基本的に今はできないということになりますよね。教育的な観点から、海に面して海の生物に日ごろからなじむという、生態に、それ海水浴場で何か機会つくれないのかな。

○教育長（成田昭彦君） やってやれないことはないと思えますけれども、うちでわんぱく等の事業を持っていますけれども、その中でそういった事業を入れていくというのは可能であるというふうには考えていますけれども。

○8番（真貝政昭君） ほかの海岸に面した地域の学校では、ウエットスーツ着てそういうのに取り組んでいる学校があるので、やっぱり漁業者の後継者の希望として出てくるような形、それからプールを持っていて金づちで終わらせるということではできないし、積極的に、規制はあるだろうけれども、教育的観点から豊かに子供時代を過ごしてもらおうという取り組みが必要な気がする。積極的に関係機関に働きかけて取り組んでほしいのです。それでないと、勉強ばかりすれと言われたって、いいかげんこの町がうざくなるから、そういう面大事だと思います。どうでしょう。

○教育長（成田昭彦君） 私としては、そちらのほうに力を入れて向かっていただければよろしいのですけれども、まずもってわんぱくでやるにしても、大体が密漁という関係の認識もあるものですから、その辺を踏まえながら、学校側とも相談しながら、関係機関とも相談しながら、うちの生涯学習のほうでわんぱく等に取り入れていけるものであれば、そういった形を考えていきたいなと思っております。たけなわ学級と行事予定していますので、これからまた事業計画組むわけですけれども、そんなふうを検討してまいりたいなと思えます。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に8款土木費、150ページから157ページまでの質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 153ページの除排雪についての関連で伺います。今ここに機械の資料来ております。実際に私除雪している人にいろいろ聞きましたけれども、その中で1台の機械が非常に

不備だというか、余りいい機械でない機械があって、途中でとまったりして非常に不便なことが多々あったと、そして実際にいつも直している整備工場でもちょっと首をかしげていたという話を聞いたのですけれども、そういうことはあったのですか。

**○建設水道課長（藤田克禎君）** あったかなかったかと言われれば、ありました。これにつきましては、恐らく古川の件でございます。平成13年に購入をして、その内容としましてはコントロールボックス、コンピューターの故障でございます。停止、後進、またはバケットの上げ下げができないような状態に一時的になっているものがございます。ずっと動けないような状態であるのであればまだしも、1分だとか、最大であれば20分だとか30分とかというような停止が起きるような状況でございます。1月の中旬より下旬ぐらいまで起きていたような状況でございます。2月、3月は除雪した回数も少ないので、停止時間帯についてはそんなにないというふうに伺っております。累計の停止時間につきましては3時間ほどでございます。全然動かないような状態であれば代車だとか民間の車を1台多くしてもらって対応するという方法とれますけれども、そういった状況でもなかったような状況でございます。また、修理に関しましてはメーカーのほうと打ち合わせておりまして、コントロールボックスの代替を考えてございます。それにつきましても、古平町で唯一優秀な整備工場のほうとも打ち合わせています。

**○9番（工藤澄男君）** 実際に話聞いたら、今聞けば時間的にはそれほど長くとまっているとかということではなくして、急にとまって、後ろの車だとか前にいる車とか、そういうものに影響する可能性があったような話も聞いております。ですから、直るもので直さなければだめだろうし、どうしても直らないのであれば予算組み直して新規に1台購入するぐらいでなければだめなのかなと思っております。これはこれでよろしいです。

それから、157ページ、公営住宅の部分でちょっと聞きたいのですけれども、委託料の部分でいいのかなと思うのですけれども、先日栄団地で豪雪というか、雪おろしていないために煙突が1本倒れました。それで、実際にその煙突の周りにはガス管がありまして、それが多少漏れたという話。私も現場に3回か4回行って、実際に自分の目でも確かめてまいりましたけれども、今借りているけれども、住んでいないうちというのはどのぐらいあるか、今すぐわかりませんね、後でいいです。実際にそういう住宅がある場合に、必ず雪おろしは一切しておりません。そして、隣に人が住んでいけば必ず両隣に影響して、両隣の屋根が傷んでいきます。そういう点からして、借りっ放しの住宅というものに対してこれからどのような対策というか、対応していくのか。

**○建設水道課長（藤田克禎君）** 屋根の雪おろしの件でございますが、屋根の雪がひどいようなところに関しましては、入居者に屋根の雪おろしを求めてございます。職員のほうが訪ねまして、いなかったところについては文書で投げ込みをしております。それでも応じない場合については、連帯保証人に連絡してございます。ただ、一番ネックとなるのはそれでも対応できない場合、その辺についてはこれから考えたいというふうに思っております。入居契約は結んでいるのだけれども、今現在住んでいないような状況、空き家に近いような状況という部分に関しましては、連帯保証人なり本人なり確認しまして、うちのほうでは退去という形をとりたいというふうに思っております。

**○9番（工藤澄男君）** 実際に煙突の倒れた現場を見ましたら、全部集合煙突がよく落ちる方向に

ついている住宅で、さらに集合煙突を囲みながらのガス管配管というのに私非常にびっくりしたのです。そして、前のほうの建物は煙突が前のほうについているので、それは雪のたまりはないと。もし雪がっぴりかぶって万が一ガス管が外れた場合、大変なことが起きると思うのです。今回も多少においなんかもしたそうです。それで、今実際に雪の落ちる側に配管してあるガス管というのは今後どのように対処するつもりですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 全体的な部分は、古平町のほうではまだ把握してございません。ただ、危険な状態でありますので、一気には無理かと思えますけれども、徐々には対処していきたいというふうに思っております。

○9番（工藤澄男君） まず、夏場はほとんど心配ないですけれども、冬は住宅見ると裏のベランダが見えないぐらい隠れている住宅がかなりあります。もしそういう事故が起きて、だれも気がつかなくなったら大惨事になると思えますので、一刻も早くいい方向に進めるようにお願いします。終わります。

○4番（本間鉄男君） まず、155ページの河川費で普通河川沢江水路護岸整備工事という予算つけていますけれども、昨年行った沢江の吉田スナさんの上流という解釈でよろしいのですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 今私どもで考えておりますのは、吉田スナさんから上流の部分60メートル、それから若松さん、下手になりますけれども、そこから40メートルぐらいを予定してございます。中間の素掘り側溝につきましては、護岸を整備しないで、埋まったら掘るといような状況では考えております。

○4番（本間鉄男君） なるべくまた災害が起きないように、あそこ小さい川なのですけれども、避難の場所にも通じる川なのです。そこで、きちっと整備していただきたいなど、そのように思っております。

それと、151ページ、道路維持費の部分の水道光熱費550万のつけていますけれども、これ町の街灯の電気代ということでないかなと思うのですけれども、電灯1灯、そのワット数によってたしか契約が違うと思っているのですけれども、たまに町民に言われるのですけれども、昼あんどんがあると、本陣のほうだとか浜町のほうにも何カ所かあるので、私町民には昼あんどんは何ぼ使っても町の負担ないのだから、直すほうがかえってかかるからと言うのだけれども、その辺町民でも今のこういう節約意識の中でもったいないと、かかる経費より電気つけていることに対するもったいないという言葉も出てくるのですけれども、どうしましょうか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 電気代はかかっておりませんが、電球の耐用年数自体が短くなるような状態になりますので、そういうときにはぜひ教えていただくようお願いいたします。

○4番（本間鉄男君） 次、157ページの住宅管理費の委託料なのですけれども、住生活基本計画と公営住宅長寿命化ということで予算計上しておりますけれども、ニセコなんかでは既存の住宅を改築して長寿命化していますけれども、古平町で今順番にやっていかなければいけないという住宅の中でそれが果たしてできるのかなという疑問もあるのです。それでもって、これは具体的にそういう既存の住宅の改築、それも含めているのか、前に新しい住宅のマスタープランつくった経緯もあると思うので、その辺も含めてお伺いしたい。



○建設水道課長（藤田克禎君） 住生活基本計画の部分に関しましては、高校跡地を利用する予定の高齢者住宅、こっちのほうを交付金事業で持っていくために必要な計画でございます。町営住宅だけでなく、町全体の住宅のことを計画するというふうな計画でございます。公営住宅長寿命化計画の策定業務委託につきましては公営住宅の部分で、先ほど言ったニセコに関しましては、公営住宅長寿命化計画というのはストックされている住宅をいかに長もちさせるかということに基づいた法律によって決められた計画でございますので、当然本間委員おっしゃったように新しいものをぼんぼん建てるのではなく、古いものを活用するということでございますが、恐らくこの計画自体つくった段階では古平町の住宅自体は使えるような住宅ではないと、なおかつ住宅の長寿命化計画につきましては社会資本整備総合交付金で公営住宅を補助として動かせるために必要な計画でございますので、その辺よろしくお願いいたします。

○7番（木村輔宏君） 157ページに公営住宅の敷金の還付ということで書いているのですけれども、これは敷金として積み立てて、出ていく人に還付するという意味ですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 公営住宅に入居する段階で3カ月分の家賃を敷金としてもらいます。それにつきましては、退去していただく段階で還付するような形になりますので、その還付金でございます。

○7番（木村輔宏君） というと、これは別途で積み立てているということによろしいのですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 積み立てとはちょっと、一時預かりという形です。

○7番（木村輔宏君） ということは、町営住宅とすればどうなのかわからないですが、普通の民間の住宅を借りると敷金とかこういうものについては出ていくときに傷んだ部分に、お金をちょうだいすると言ったらおかしいけれども、補充した部分で、それを差し引いて返しますよということになっているのですけれども、町営住宅ではそういうことはないのですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 差し引いてという形になりますと出入りの関係でややこしくなりますので、うちとしては一回返します。返した中で、悪い部分はうちのほうで指摘してありますから、退去した人が業者さんを頼んで、敷金の還付金に基づいてお金を支払うという形で、先ほど木村委員さんがおっしゃったようにうちのほうから差し引いてという形ではやってございません。

○7番（木村輔宏君） ということは、逆を言うと、壊していくわけでないけれども、傷みましたよと、出ていきましたよと、修理する形をとらなければどうなるのですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 修理しない形というのは、ほとんどございません。うちのほうで極力求めていますので、そういった形で対応させていただいております。

○7番（木村輔宏君） ということは、100%直していつていますということによろしいのですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 直していくケースもございますし、直さなくてもいいケースもございますので。

○7番（木村輔宏君） 直さなくてもいいケースというのはどういうことなのか。もう一つは、どう考えても、本陣にも実際にあるのですけれども、あのうちよく入っているなど、雪で屋根がこんなになっているの、あんなの何十万もかかると思うのです。この敷金というのは、多分10万とならないのでしょうか、わかりませんが。とすれば、あの屋根を直すといったら何十万という金額だろう

と思うのですけれども、出てしまったらそれで終わりということになってしまうのではないかなと、そういう心配があるので、もうちょっとお話しします。とすれば、還付金を返すよりは、その補てんしたほうがいいのではないかなという、条例でそうなっているのであるのなら別ですけれども。

○建設水道課長（藤田克禎君） そこら辺のことについては、もう一回うちのほうに戻りまして考えていきたいというふうに思います。

○委員長（鶴谷啓一君） 土木費の質疑途中ではございますが、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

土木費、質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 152ページの道路維持ですけれども、一昨年度の議会答弁で、予算説明資料でいいますと59ページの中学校の教員住宅がある通学路です。かつてから変形したS字カーブの道路の改良は道路維持費で改良させるという答弁がありましたけれども、その後いろんな事情でやられていないのですけれども、ことしはどうなのでしょう。

○建設水道課長（藤田克禎君） 大変申しわけございません。この通りにつきましては、災害だとか災害の設計だとかという業務に追われて、なかなか施工できていないような状況でございまして、ある程度設計のほうは詰めております。本年度はやりたいというふうに思っております。

○8番（真貝政昭君） 154ページ、都市計画の委託料で都市計画マスタープラン策定業務委託料が上がっていますけれども、用途地域の変更か何かあったのでしょうか。

○建設水道課長（藤田克禎君） この都市計画マスタープランにつきましては、下水道の機器の更新事業のための交付金のネタというか、補助金のためでございまして。なおかつ、マスタープランを通じて町の将来像を考えるためには、この時期ぜひ必要かなということで考えてございます。

○8番（真貝政昭君） 用途地域の変更ということではないですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） その辺もございまして。漁港の荷さばき所の関係、その辺の用途地域の変更を考えている。予定でございまして。

○8番（真貝政昭君） 157ページの先ほどの公営住宅等長寿命化計画策定業務なのですけれども、基本的に今のあけぼの団地、清住、旭等、平家の落雪屋根の公営住宅ありますよね。これについては長寿命化については考えていないような趣旨の答弁だったような気がするのですけれども、そのとおりなのですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） ざっくばらんに私の意見でございまして、あくまでも公営住宅長寿命化計画にのっとった形のそういった計画を立てていただくというような予定でございまして。補修ができないという住宅の関係は重々私も承知しておりますけれども、あくまでも公営住宅の長寿命化計画にのっとった形の計画にのせていただくというのが考えの趣旨でございまして。意味わかりますでしょうか。

○8番（真貝政昭君） そうしたら、建てかえも含めてそれは見通せるということですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） ざっくりばらんに建てかえは必要かというふうに思いますけれども、ストックの現在の住宅自体が長寿命化計画によりますと補修を前提としております。見た感じもうぼろい住宅で建てかえざるを得ないというのが実情かと思えますけれども、それはあくまでも公営住宅の長寿命化計画にのっとった形の計画に上げてもらうような形になります。

○8番（真貝政昭君） メリットはあるのでしょうか。今の平家の落雪屋根の実態であれば、特別豪雪地帯の古平に合わないタイプの公営住宅という認識なのです。落雪で参ってしまうと、高齢化で、それから1世帯の入居者も1人だとか、それでこの町から逃げ出したいというぐらいの状態なものですから、こういう長寿命化計画業務委託されて、実際ちょこっとした補修程度で終わるのであれば、余り意味がないような気がするのですけれども、それでもメリットがあるのでしょうか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 社会資本総合交付金で建てかえを予定しているのですけれども、建てかえを予定して交付金をもらうためには長寿命化計画が必要になってくるわけなのです。ですから、今回24年度予算として上げているような状況でございます。

○8番（真貝政昭君） 最初のほうの住生活基本計画、公営住宅で聞きますけれども、一体のものができるのですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 住生活基本計画につきましては、高校跡地の高齢者住宅のために必要な計画で、先ほど何回も言っていますけれども、公営住宅のみならず一般の住宅も取り込んだ計画が必要だということでございます。長寿命化計画に関しては、公営住宅のみの計画でございますので、その辺ご理解ください。

○8番（真貝政昭君） 町の河川改修、除雪はかかわらないのですけれども、古平川の改修工事が進んでいますよね。町長答弁で、古平大橋の上流の越流した部分ありますね、ここの護岸なのですけれども、仮置きみたいな形で土のうを設置して対応したのですけれども、あれはあくまでも仮置きで、本復旧工事がやられるというふうな答弁をされていたように思うのですけれども、そのとおりなのですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 私のほうが去年の11月ぐらいになりますか、建設管理部の職員と打ち合わせ、ヒアリング持てた機会がございました。その時点で、古平川の河床部掘削工事、24年から行われる予定でございますので、そのときに一緒に、年度としてははっきり断定はできませんけれども、その事業の中で土のうのかさ上げた部分を護岸改修するという話は聞いてございます。

○8番（真貝政昭君） 道庁の担当者は、仮置きと言わないのです。それはそのまま継続されるという、そういう説明だったものですから、あれを取り除いて本格的にかさ上げて強化するというふうにはとらえなかったのです。

○建設水道課長（藤田克禎君） 今現在大型土のうで1メートルぐらいはかさ上げになっております。私の理解で、建設管理部のほうにもう一度確認しますけれども、私の場合でございますが、大型土のうを取って、張りブロックなり連結ブロックなりする予定というふうに理解してございます。

○8番（真貝政昭君） 町長に伺いますけれども、建設のこの項目で聞きますけれども、入札の透明性の問題でお聞きしますけれども、古平町の入札は見積書が設計会社から封筒に入って庁舎のほ

うに届くのですけれども、予定価格の決定というのは、町長が実際に封を切って町長が独自に数字を変えてやられている仕掛けをとっておるのか、それともその数字をいじらないでやっているのか、どういう予定価格の決定の仕方をしているのでしょうか。

○町長（本間順司君） 私が決定しますけれども、その決定につきましては多少上下する場合があります。

○8番（真貝政昭君） 基本的には町長が入札について一切責任を負うという立場に立てば、上にいっても下にいっても町長の責任で変えるべきだというふうに思っていますけれども、実際にそういうふうにやっているということですか。

○町長（本間順司君） そのとおりです。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に9款消防費、158ページから159ページとその説明資料であります200ページから209ページまでの質疑をあわせて許します。質疑ございませんか。

○7番（木村輔宏君） 何回も出ているのですけれども、防災行政無線の件なのですけれども、これからどうこうということはないだろうと思うのですけれども、防災無線の中心になるというか、そういうものを古平町の役場庁舎に置くという決定になるのか、それとももう少し高台のほうに置くということになるのか、それをまたこれから検討するということになるのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） 予算の説明資料をちょっと見ていただきたいと思いますが、55ページになります。ここでは大体の概要、24年度で実施設計して25年度に整備するイメージでございます。ここで左側に親局、そして遠隔制御装置、消防本部とありますけれども、ここでいう親局につきましては、皆さんさまざまな議論あると思いますけれども、今現在では役場と、そのように考えております。

○7番（木村輔宏君） ということは、今いろんな災害の中で十何メートルとかということ想定した中でこういうものをやってきているわけですよね、そういう話出てきています。消防はもっと低いだろうし、庁舎だってせいぜい5メートルくらいですよね、全国的な中でそういう物事が行われるとすれば、ちょっとそれに比べると低過ぎるのではないかという気がいたしますけれども。

○総務課長（小玉正司君） 防災、災害を昨年東日本大震災、あれに限って言えばそういうことも確かに言えると思いますけれども、災害は津波だけではございません。さまざまな災害あると思いますけれども、とりあえず今現在古平の状況を考えた場合、職員の配置、ふだんどこにいるのか、防災の職員、これを使ってさまざまアナウンスなり操作なりしなければならぬことを考えれば、今現在に限っては役場に置くのがベストかなと、そして将来的には役場庁舎が新築なった場合については高台、ある程度高いところに建てざるを得ないと思いますので、そのときはそちらのほうに当然設置し直すと、そういうことで、25年に限っていえば今の役場しかないのではないかと、そのように考えています。

○7番（木村輔宏君） 確かに今の古平でいくと古平町としては役場が妥当だという気はいたしますけれども、25年はしかりかもしれないけれども、災害だけはいつ来るかわかりません。想定外で

すとなったときに、やりました、失敗しましたということにはならないと思うのです。これは金額の問題ではなくて、一度やってしまうとほかの場所に移すということは非常に困難なことだろうと思いますので、あえて今どうこうというよりも10年後、20年後と、極端なこと言えば東京都の話でいくと数でいくと4年後か8年後ぐらいになるだろう、直下型地震7.1があるだろうと言われていこの時期に、来年はそこにやりますよということにならないのではないかな、ちょっとしつこいかもしれませんが、なってからどうこうといったって、これ無理ではないかなという気がどうしてもするのですけれども、実際私は仙台とかああいうところ行って見てきて、本当に想定外の外なのです。例えば古平に瓦れきがどうこうと言うけれども、瓦れきといっても、実際行ってみたらわかるのですけれども、本当に見えるところは道路なのです。あとはまだ道路ではないのです。そういうことを見たときに、重要な問題だろうという気がするのですけれども。

○町長（本間順司君） 理想的には委員おっしゃるとおりでございます。ただ、今の現実を考えれば、やはり役場しかないのかなというふうに思っておりますけれども、そういうためにも一日も早い新しい庁舎の建設を目指していきたいなと思いますので、執行方針で述べましたとおり、議員皆様のご尽力、ご協力をお願いしたいなと思います。

○7番（木村輔宏君） わかりました。町長、早く役場つくってください。  
終わります。

○4番（本間鉄男君） 今回の防災行政無線ということでお伺いしたいのですけれども、説明資料の部分の図面で、これ電話回線ではなく電波で中継していくということなのですよ。そうしますと、例えば沖町、群来だとか、そういうところというのは恐らく電波が直接届かないのではないかなと思うのですけれども、その辺をどのように考えておりますか。

○総務課長（小玉正司君） それらの地域の電波の届きぐあい、それらも含めてことし実施設計で考えていくと、そういうことでございます。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、例えば実際に携帯電話でやっても防災のほうに届くというシステムも、以前にもお話ししたことあるのですけれども、そういうことができるということもあるので、その辺を含めて考えていただきたい。それと、受信機というものは警報で知らせるのか、言葉として発しながら知らせていくのか。それと、簡単に言えば電池、いろんな種類がありますけれども、それでいくのか、例えばコンセントから引っ張っていくのかとか、そういう問題も出てくるのではないかなと思うのですけれども、その辺も含めて考慮に入れてこの計画を練っていくということの理解でよろしいのでしょうか。

○総務課長（小玉正司君） ここで屋内用別受信機でありますけれども、これについては役場でしゃべった内容がそのまま伝わるというものでございます。そして、停電でございますけれども、これだつてすべて電気がとまれば聞こえなくなる、そういうことで今コンセントと電池両方使えるようになっているそうです。

○4番（本間鉄男君） 電気工作物保安管理業務と、これ具体的にちょっと内容を説明していただけませんか、防災に関係しているのかなと思ったのですけれども。

○総務課長（小玉正司君） 電気工作物保安管理業務委託料でございますけれども、これにつま

しては23年、ことし役場の横に非常用の発電機つけました。その保安管理でございますけれども、これにつきましては電気事業法の38条に自家用電気工作物、それに該当するものは電気主任技術者を選任して保安管理しなさいと法律で決まっていますのですけれども、法律では10キロワット以上になってございます。そして、今設置したのが14キロワットと、そういうことでそれに該当するということで新年度委託料として計上したものでございます。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、危険物管理みたいな、そういう人を設置して、それでもって自分たちで管理していくのか、毎年委託管理していくのか、その辺はどうなっておりますか。

○総務課長（小玉正司君） この資格でございますけれども、電気主任技術者、これについてはあくまで専門性が高く、役場職員が勉強して資格取ると、そういう性質のものではないと我々理解してございます。そういうことで、毎年電気保安協会に委託する予定でございます。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、ただいま一般会計予算の消防費まで質疑が終わりました。

#### ◎延会の議決

○委員長（鶴谷啓一君） 質疑途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

#### ◎延会の宣告

○委員長（鶴谷啓一君） 本日はこれで延会いたします。

延会 午後 3時37分